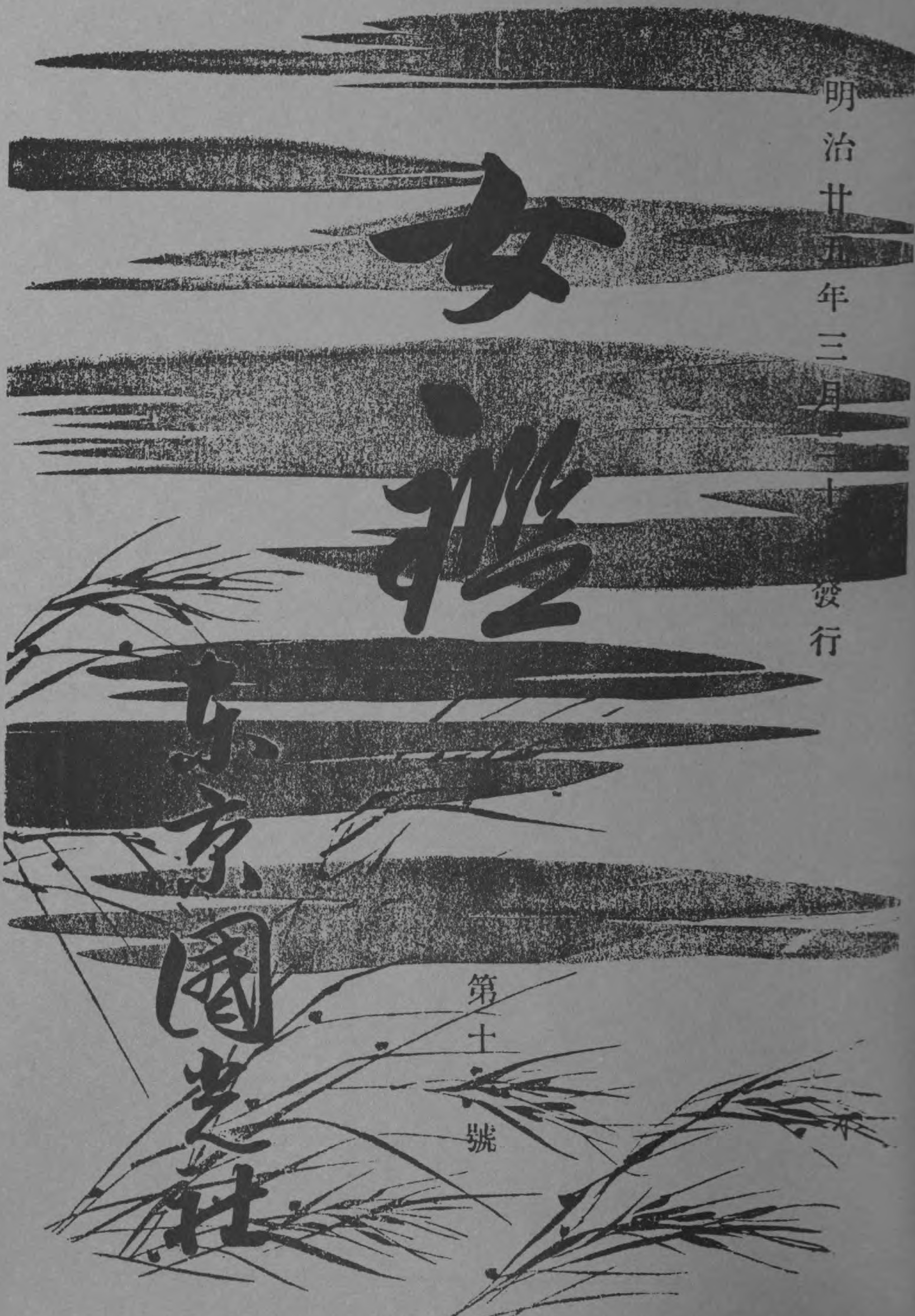


明治廿五年三月二十[illegible]發行
女鑑
東京國光社
第十[illegible]號

# 女鑑第十一號目次

野村望東子



# 女鑑 第拾壹號

## 女鑑

### 女子の教育は家庭教育の根底なり

諺に曰はく。三歳兒の魂百までと、蓋し人の生長するに當りては、先入主となり、幼時の教養習慣は、其の人終身の性質を形づくり、成年後の賢否智愚は、一に幼時の先入に基くの謂にして、理の必當に然るべき所の者なり。是の故に幼時の教養は、尤も之を愼重にせざる可からず。

幼時の教養は、之を分かちて二となす。曰はく。學校教育、曰はく。家庭教育是なり。此の二者は恰も鳥の雙翼、車の兩輪の如く、相俟ちて始めて其の用を成し、其の効を奏せしむるものなり。されば、吾人は敢て輕々しく、この兩教育を

軒輊輕重するものにあらざれども、家庭教育に至りては、幼時の教養に於いて、尤も緊要なるものとなさゞるを得ず。何となれば、家庭教育は、學校教育の以前に在りて、豫め其の素を養ひ成し、又、學校教育の間斷を彌縫し、不足を補助する者にして、兒童が出生より成年に至るまでは、終始姑くも離るべからざるものなればなり。

蓋、人の始めて生るゝや。日夕慈母の懷にあり。稍長ずるに及びても、猶其の膝下を離れず。坐作進退より、言語、談笑、智覺、運動に至るまで、一に慈母の指導誘掖に依らずんばあらず。其の就學の年齢に達し、小學に入るに及びては、一旦家庭教育の責任を畢へたるが如しと雖、一日の中、兒童の校舍に在りて業を受るは、僅に五六時間に過ぎざるを以て、其の家に在る間は責亦家庭に在り、以て

一分時も教なからしむべからず。されば、家庭教育にして、もしその當を得ざらんか、學校教育其の課程は始めより如何に善美なるも、其の教授の如何に懇到なるも、到底兒童の養成に、善良の結果を收むることを得ざるべし、故に兒童をして賢良の人たらしめ、國家の文明を進むる民たらしむると否とは、全く家庭教育の如何にあり。家庭教育の任豈重大ならずや。

家庭教育の善良を欲せば、宜しく先その責に專任すべき賢母を養成せざるべからず。是に於いてか、女子教育の尤も必要にして、國家文明の消長に關係することを知る。今日妙齡の女子は他日の人の母なり。家庭教育の責に當るものなり。女子にして淑德技藝なく、學文智識なければ、何を以てか將來の賢母となり、洋々たる恩愛の中、融々たる和樂の間に於いて、其の子に善良なる教育を施し、善

良なる習慣を與へ、終身渝ふべからざる、善良の性質を形つくることを得んや。之を要するに、家庭教育の良否は、一に女子の智德如何に在り。女子の智德は、亦其の教育の如何に存す。故に曰はく。女子の教育は家庭教育の根抵なりと、これ吾人が常に女子教育に、嘖々する所以の第一義なり。

## 論說

### 女子は宜しく簿記を學ふべし

土子金四郎

近頃我が國の有樣を見るに、曩には事々物々西洋を唱へて、恰も我國あるを忘れたる樣なりしを以て、心ある者は大に之を憂ひ、日本は日本なり、俄に歐と變ど、米と化することあたはざるものなりといふ愛國の論いで、爲に急進輕躁

の風潮を矯めたるは、己れの竊に喜ふ所なれども、中には急進の反動にや、我が國あるを知りて、歐米の開明諸國あるを忘れたるかを、疑はしむる者なきにあらざるに至れり、此事は近來女子教育論者中の言にも、徴するを得るものにして、中には女子に學問は無益なり、男子の面目は改むべし、女子の面目は改むべからず、となすにはあらざるかを疑はしむるものあり、急進の弊を矯むるはよしといへども、之が爲に因循の弊を惹起すはよろしからず、進むを知りて守るを知らざるも、守るを知りて進むを知らざるも、共に偏したるものといふべし、されば西洋の事なりとも、利あるものは、之を取るに於て何の憚かるところかあらん、

簿記法はもと西洋傳來のものなれども、今日は官衙に、會社に、工場に、商店

に、少しく目立ちたる所にては、何處にても此法によりて、會計の整理を爲さゞるなく、又此の法を用ゐて、整理上便益あるを覺えざるはなし、簿記法の如きは西洋に摸して、大に我國の開化を助くるものといふべし、然れども今日の有樣にては、簿記學を修業する者は一に男子にして、未だ女子の之を學ぶものあるを聞かず、彼の守るを知りて進むを知らざる論者は、女子にして簿記を學ぶは生意氣なりなど、一口に冷評し去んも圖られざれども、己れは大に然らざるを信じ、女子をして簿記學を修めしめんことを、切望するものなり、

男女相合ひて一家を成すや、夫は外に働き婦は内に治むるは天然の法なり、所謂内顧の憂なきは、男子たるものゝ一大幸福にして、又一國の慶事なり、よく内顧の憂なからしめんには、第一に、一家會計の整理をよくするを要す、金錢出

納亂れては、下女下男出入の諸商人に至るまで、其の家を侮りてよからぬ事をも仕出すべく、到底家内の整理を爲すをあたはず、會計を亂さゞらんと欲せば婦たる者よく簿記の法によりて、金錢出納を記帳するを、最上の方便となすなり、通例の家内に用ゐる簿記法の如きは、頗る簡單のものにして、之を修むること眞に容易なり、加減の算法を知れる女子ならば、一二月にして會得するを得べし、

次に簿記は唯一家の會計整理上、必要なるのみならず、我が國商業の進歩を致すに從ひ、社會の人全躰に、簿記の何たるを辨まへ居るは最も必要なり、況んや彼の商法實施近にあるに於てをや、今日銀行の如きは、皆簿記法を用ゐるものなれば、其の預人全躰即ち社會の人、一般に簿記法を用ゐざる間は、圓滑な

る取引を爲すことかたし、銀行も預人も共に、同樣の簿記法に依りて、金錢の出納を整理する時は、兩者の間に間違も少なく、眞に便利なり、此の便利を得んには、一家の婦たるものも、簿記を心得て預金の出入、其他の記帳をなすこと頗る肝要なり、たとへ銀行と取引せざる迄も、商家の婦たる者ハ取り分け、よく簿記法を會得して、日常取引の記帳をなし、以て夫の業を助けたきものなり、一大商店にして、專門の簿記者を使ふ所にては、夫人自身に記帳するにも及ぶまじといへども、婦夫共稼ぎの商家に至りては、此事尤も大切なり、よしや大家の夫人にても、自分に簿記法を知るに於ては、素より其の効なしとせず、又次に女子孤立は好ましからずとするも、女子相當の職業を授くるは、決して惡き事にあらず、女子は天性緻密なれば、簿記の如きは眞に適當の業といふべし、

彼の工場に使役されて、殆んど男子にひとしき、職業に從ふものに比すれば、素より同日の論にあらざるなり、前にも說きたる通り、我が國の商業漸々進歩し、商法の實行を見るに從ひて、此後益簿記者の需要、多きを致さんは勿論なり、その需要多き中には場所により、女流の簿記者を要すること亦疑なし、

以上述べたる如く、種々の點より見て、女子は宜しく簿記學を修めんこと、己の切に望む所なり

## 忠義は男子の專有にあらず　　關　以　雄

土地の幾分は割れて、或は英領となり、或は魯領となり、或は佛領となり、或は附庸たらざれは、或は制裁を仰ぐ、星羅森々たる、宇内各國中、比々として之れ

あらざるはなし、本邦疆に、千嶋交換の事ありと雖、彼の埃及たり、印度たる如きは、夢にだも感ぜざる所なり率土之濱無非王土普天之下莫非王臣とは、蓋し之を本邦に徴すべきなり、

古語に曰はく、君親雖不同忠孝本無二致と、竊かに古來、忠義の顯著なるものを察するに、大義不在巾幗而如存丈夫耳矣、何ぞ其れ偏するの甚しきや、雖閨中豈無忠義哉、以て忠義の功名は、男子の專有ならざるを知るべきなり、弟橘媛は身を海波に投じて、日本武尊の安を禱り、靜姫ハ雪中に苦吟するも、梶原の耻を受けず、小楠公の母は刀を奪ふて、忠孝の節義を全からしめ、忠興の妻は愛兒を刺して三成の詭謀に從はず、節義雙をなして。美名を蝦夷に殘したるは、彼の趙昂發に劣らず、杣山に愛兒の戰死を悲まずして、再擧を義治に勸むるは、汝

墳の枚伐りで、父母孔だ遲かしと謂ふに讓らず、嗚呼婦人の忠義、既に斯の如きあり、何ぞ男子にあらざれば、之を成し遂げずとせむや、口に抗辨なきも、腹に劒あり、丈夫を刺すを識る、腕に杠鼎の勇なきも、傾國の婉あり、齊の七十餘城を下すに於て何かあらん、治安の大道は、本より丈夫に存すると雖、智謀節操なきの男子は、婦人の爲に階を下らざるべからず、況や、龍となり、豬となる、兒童將來の運命は、閫敎の是非に據て、甄別せらるゝに於てをや、請ふ漫に女子の薄弱を侮つて、其身を螳螂に比するなかれ、

# 史談

## 贈正五位野村望東子の略傳

武谷水城

野村望東、初の名は元子といふ。筑前國福岡の藩士、浦野勝幸が女なり。年廿四に

して同藩の士、野村貞貫に嫁す。其の性慧敏にして氣概あり。婦人の業に精しく、紡織裁縫の事より、點茶挿花の末技に至るまで、精通せざるはなかりき。又幼きより筆跡を能くし、和歌にも巧なりしかば、教を受るもの寡からず、常に夫に仕へて貞淑なり、夫亦風雅の人なりけるが。壯年過る頃仕を致し、夫婦常に林泉に唱和して相娯みけり。元子年五十四にて夫を喪ひ、剃髮して尼と爲り、名を望東と改む。望東少より國史を讀みて、常に勤王の志厚し。故に東を望みて天闕を戀奉るの意を寓しと云ふ、元、望東、國語に通ずればなり。望東終に京攝の間に遊びて、諸名家に接せしかば、其名世に顯はるゝに至れり。此頃幕府 皇室を蔑奉りしかば、望東常に之を慨み、有志の士と會合して、世の爲に盡す處あり、當時太宰府に流寓の五卿にも屢ゝまみへけり。元治元年長州に內訌あり、高杉晋作、一時難を筑前に避しに、望東之を其の別墅に匿して、恙なきことを得せしめたり。慶應元年十月、同志の士二十餘人死を賜ひしに、望東は罪一等を減じて、筑前の孤島姫島に配流せらる。望東、同志の士の死を哀み、島に在りて、自ら血を刺して、心經を書し、和歌一首を副へ、其の家々に送りて、死者の靈を吊ひけり。其の嶋に在るや、茅屋一間、醎風

霪雨の外は絶えて音信るゝもの無く、丈夫と雖殆堪へ難き境涯に處し、坦然として志を渝へず、翌二年九月、長州正義の浪士、望東が世の爲に思を焦し、年老て孤島の牢獄に窮居するを憐み、竊に姫島に航して奪ひ去り、馬關に匿して、厚く之を遇せり。後又周防國三田尻の荒瀬致和が家に移る。長州侯特に侍婢を遣して厚遇せしめらる。幾程も無く病に罹りけるに、荒瀬氏の母は、和歌を望東に學ひて特に睦しかりければ、晝夜懇に看護しけり。又長州侯よりは衣服糖藥抔賜ひ。特に醫官をして病を訪はしめらる。其の外正義の士の來りて病を訪ふもの多し。望東喜ひて曰はく、此の優渥を蒙る、生て既に姫妃の如し、死るも憾みずと、終に深瀬氏の家に客死す、時に慶應三年丁卯十月六日、年六十二、望東、家に在りて、子を敎る事嚴にして、常に忠孝の道を以てせしかば、其の子貞則敎を家廷に受け、爲人謹嚴なりしが、不幸にして先沒す。其の孫省亦家廷に薫陶せられ、國事に周旋して獄に下され、年二十四不幸にして亦獄中に病沒す。後、藩主望東が生前の志を賞して、其の家に祭祠料を賜ひ、一藩正義の士幷に維新の際王事に死せし藩士の靈を祠りたる、旌忠祠に合祀せらる、其後、二十餘年を經て、朝廷より更に靖國神社に合祀せられ、

昨廿四年十二月十七日、特旨を以て、正五位を贈賜せらる。又近頃有志の徒、三田尻に同尼の紀念碑を建つるの計畫あるを聞召され、畏き邊より金圓の恩賜ありしやに承る。

望東、流離艱難の時と雖、詠歌を廢せず、事に觸れ物に感して、言葉の花に匂出るも、質實を貴ひ、浮華を嫌ひ、特に虚飾を惡む、故に月露雲花を詠するも、多くは假託するに過ぎず。曾て太宰府にて、始めて故の内府三條公に謁せし時、公自ら扇面に和哥を書して賜ふ。

　すめらきの、正しき道を、踏む人は、千歳の坂も、安く越ゆらし、

望東感喜、直に應して曰はく、

　迷ひつゝ、老の坂路を、たどり來て、正しき道と、なるぞうれしき、

姫島に在りて記せる日記を比賣島日記、一名生の別れ、又夢かぞへとも名く。維新の後、槇村氏板にゑらせられたれども、世に流布するもの尠し。こたび此の日記を女鑑にものするにつき、本人の略傳をものせよと、編者の云はるゝまゝ、其行状に據りて、大略を記す。逸事共は今は省きぬ。抑、望東身婦人にありながら、世を悲

み國を憂ひ、特に未だ封建制度の解体せざる時に當りて、皇室の式微を慨む。其の行爲男子をして顏色なからしむ。蓋、婦人には平日婦人の職守あり、然れども一家一國の變に際しては、丈夫を凌ぐの氣節無るべからず。書を善くし、哥を巧にし、管絃絲竹に妙なる女性、世に少からずと雖、是皆末枝にして、名教に益する事寡し。婦人の本領ありて後にこそ、琴の調への音もすみ、言葉の花も匂ふなりけれ。望東の如きは、能く婦人の本領を自得し、我が日本帝國の臣民の妻たるに恥ざるのみならず。亦後世の一の龜鑑と爲るべく兼て亦婦人の末技に巧みなるものといふべきなり。

## 烈婦はつ女の小傳

井上頼文

文化四年の冬、下野の國足利郡川崎村の農民、逸八とよべる者の孀婦はつ女が、身を白刄の下になげうちて、危き姑の命を救ひける、猛くをゝしき物語は、人の知りたることなれど、そが顛末をくはしく知らまほしく思ひわたりしに、過ぎつる夜まなびの友なる岸本勝敏ぬしが、甘瞑隨筆てふ書をふところより出して、此寫本よ、い

とおかしく、珍奇しきことゞも、種々かきつめたり。かゝる書、をのれ獨よまんはとてもてきつるなりと、いはるゝが嬉しくて、洋燈かゝげ見もてゆくに、ゆくりなく、はつ女がことを見いでたり。はつ女が夫につかへて貞をつくし、夫のみまかりし後は、孤兒をはぐゝみ育て、年おいてやみふせる舅姑をいたはり、婦女の手して生活の道をたてし、貞操より初め、賊がこはりなす、白刃の下に身をすてゝ、數箇所のいたでを負ひつゝも、姑が命を救ひける顛末を、其の支配より奉行所へ申したてたる書上、はた其の孝烈を賞め、所持の田畑をたまひ、年貢諸役をゆるし、金子たまひし申渡書と、屋代弘賢ぬしが烈婦假名歌といふをつくりて、其の孝烈を賞讃られたるもとを載せたり。いとめづらしく覺ゆれば、そが全文をぬきていでつ。

盜賊無宿太藏差出一件之内はつ申口箇條書

私支配所

野州足利郡上川崎村

百姓逸八後家

はつ

寅三十歳

右之者吟味仕候處、田畑高三石餘所持いたし、夫逸八者十ヶ年巳前相果、舅勘右衛門は去丑年相果、姑は至而病身にて折々相煩ひ、忰勘彌者十歳に相成、はつ壹人にて、農業幷耕作日雇せんたく雇等いたし、病身の姑を養ひ、忰を扶助いたし罷在、當月六日暮合まで例の通り姑を寢間に臥、はつは夜なべいたし四時頃茶の間に臥、勘彌も脇に寢せ置、夜八ッ時ごろ小用に出歸り、姑の樣子を窺候處、能寢入居候に付、はつも臥少し眠候處、臥居候跡の戸棚の戸を明け候音聞え候間、目覺頭を上げ盜人入候旨聲を立候處、盜人二人はつ臥居候夜着の上へ乘り、兩袖をおさへ居、壹人の盜賊は戸棚の内の衣類を取出し、脇差をも取出し候音に、姑も聲を立、はねかへし度わせり候得共、強おさへ居、婆々を切殺せと申聲を承り、命かぎりと存裸にて拔出、姑の命助呉候樣にと申ながら、脇差を持居候盜人を目がけ飛付、後よりだき付引留候處、盜人だきつかれながら、逃出し振放し候積り、足にて蹴、手を出し除などいたし候得ども放し不申、裏口迄引出され、其節盜賊脇差を拔、後手に切拂ひ、たとひはつは被切殺候ても、姑に怪我無之樣に

と存じ命がけにて盗賊の腰にだき付居候內、所々突疵切疵請候へ共放し不申、盗人這入切られ候間、差押呉候樣にと聲立候に付、隣家金五右衛門、勘左衛門駈付差押へ候處、無宿太藏と申ものにて、外二人は何方へ逃候哉不存旨申之候、はつ疵所改候處、右の肩突疵壹ヶ所、同切疵長四寸五分壹ヶ所、同下の方切疵長壹寸五分壹ヶ所、左の肩切疵長四寸壹ヶ所、腮の下切疵長四寸五分壹ヶ所、頰かすり疵壹ヶ所、同下の方切疵長さ壹寸五分壹ヶ所、右の手指の股切疵壹ヶ所、額かすり疵貳ヶ所、〆十ヶ所有之右の內深疵も御座候間無油斷療治いたし候樣申付置候

寅十二月　　山口鉄五郎

（別紙）

野州上川崎村はつ孝心の義申上候書付

私支配所

野州足利郡上川崎村

百姓逸八後家

はつ

寅三十歳

右のもの舅姑に孝行仕候趣、村役人申立候間、相糺候處、本庄式部少輔領分、野州梁田郡百頭村名主權右衛門娘にて、寛政八辰年二十歳の節、逸八女房に成、舅勘右衛門、姑共四人暮にて、田畑高三石餘所持いたし、勘右衛門、逸八は大工稼いたし相暮、翌巳年男子出生勘彌と名付、舅姑茂悦罷在候處、同年夏より逸八勞症にて相煩種々藥用いたし候得共快無之、同十二月重病の節、逆茂全快致間敷候間、若相果候はゝはつ親元は、名主をも勤候家に付、宜き所に緣付も相成可申に付、親元え歸り他え緣付候樣、逸八申聞候處、夫の家如何程困窮に候共他え緣付候義は不致、舅姑の差圖に任せ百姓株潰し不申候樣いたし度旨相答、無程逸八相果、日數も相立候間、相應の入夫養子いたし可然旨親類等存寄候所、勘右衛門片意地なる生質にて、嫡孫勘彌を相續人に相立候旨申張、はつも入夫の望無之、若き身分にて髮形にも構ひ不申、田畑の耕作、日雇洗濯雇、木綿賃織等いたし、晝夜辛勞仕相暮し、享和元酉年勘彌四歳に相成、最早乳も給不申手を離れ候にも差

支無之候間、はつも他へ縁付候樣、勘右衛門申聞候處、夫の末期に申聞候儀も有之、殊に舅姑段々年寄、介抱人無之候ては差支可申に付、他へ縁付は不致旨申聞、彌舅姑を大切にいたし候處、同年勘右衛門中風の症にて、手足不相叶、姑は持病の痰積にて相煩、持病おこり不申候節も、縫物は勿論働もいたし不申、はつ一人の稼にて、醫師の藥代、衣類食物等、不自由無之樣いたし、勘右衛門は病苦故か物忘いたし、三度の食時も忘れ、致晝寢眼覺候節、又は夜分も眼の覺候節を朝食時と存、幾度も食事いたし候を、大儀の體も無之、心能拵爲給、平日麪類好物にて、夜分抔風と望候節も有之候に付兼て心得置急に拵爲給、勘右衛門も大工にて、手足不相立樣相成候ても、普請場等に參り見候事など好候故、日日の樣に脊負參り氣を慰め、何にても好候儀を差押候儀無之、藥用介抱いたし候得共驗も無之、去丑年別而大病に成、醫師も斷候樣に相成致方も無之、村内藥師え命乞の願懸いたし、寒中水をわび、素足にて每夜參り、直に歸り、晝夜側を離れ不申、大小用も居ながら致候を、其度々取替遣し、洗すゝぎも無油斷いたし、懇に看病いたし候得共不相叶、去丑年十二月十八日七十七歳にて相果、右病中姑も持病にて折々

煩ひ候をも、介抱怠なくいたし候處、右打續候不幸ゆえ、姑も當春以來癪氣強く差發り、何によらず氣短に成、無筋の事共申聞候ても一向にさからひ不申、姑に立腹爲致候儀近所のものも承り候義無之、右兩人永々の病中晝夜眠り候義無之程に丹誠いたし、且勘右衛門存生の節、悴勘彌を相續人に相立候樣申置候處、祖父父無之故、育柄不宜由諸人に侮られ候ては、家の相續も成兼候旨申、諸事素直に育て候故、村内の子供よりは、柔和に有之、當年十歳に相成候間手習等も爲致、親類縁者村内百姓の付合も爭候義無之、御年貢米金觸日限無滯相納、誠に丹誠成義にて、夫相果候後困窮の中にて舅姑永々病中貞節を崩し不申孝行いたし舅相果姑の病氣も募氣短に成候をもさからひ不申孝行仕候義、村内は勿論他村にても評判いたし、稀成孝行貞節の者にて、娶娘なと敎諭いたし候にも、はつ事を申出だし候樣に有之候旨、村役人申立風聞をも爲承候處、相違も無之候間、取調御褒美願の義も可申上奉存候内、當月六日夜盜賊這入、姑聲立候に付、可切殺と盜賊共申聲を承り、裸にて起出、脇差を持居候盜賊ゑ組付、姑をかこひ、其身を捨候て、盜賊を組留候始末、女には稀成働にて、全孝心故の義と奉存候、右盜賊

一件當御奉行所江差出、當時御吟味中に候得ども、兼て私方にて孝行の趣相糺置候義に付、此段申上候已上

寅十二月　　山口鉄五郎

文化四年丁卯三月廿八日、大炊頭殿松平兵庫頭江被成御渡候御書付寫

山口鉄五郎支配所
野州足利郡上川崎村
百姓逸八後家
ちよ事
はつ
卯三十一

右はつ儀、數年貞節を守り、舅姑に孝行を盡し、其上此度姑をかこひ、盗賊を取押候始末、女の身にて、健氣の仕形に付、爲御褒美所持の田畑永代被下、年貢諸役免許の上、金五拾兩被下之

卯三月

卯四月七日兵庫頭申渡御書付寫

右村名主
金右衛門
組頭
八左衛門
組頭惣代
伊左衛門
親類惣代
金五右衛門

右のもの共儀、村内逸八後家はつ儀、今般莫大の御褒美被下候義、此上もなき有難義に候、依之御褒美金を無益の入用等に費候義無之樣可致は勿論、下賤の身分にて格別の御金被下置候儀に付、悅の餘村内のもの等江挨拶のため費候義も可有之哉、右等の儀無之樣村役人共心を用ひ、聊も費不相立樣世話いたし、誠に御仁惠の不淺樣深く難有奉存候、家祿に爲基付候儀専一の儀に付、村内は勿論

最寄村々にて、相應の質地等有之候はゝ爲取置、子々孫々迄永續の趣法相立、後年に至候ても、一家退轉不及樣打寄世話可致候

一無宿太藏儀、盗可致と無宿金次、平藏申合、野州上川崎村、逸八後家はつ居宅の裏口の戸を明け、三人とも這入、聲立候はゝ可切殺と申おどし、金次平藏は、はつ臥居候夜着をぬけ出、組付候に付可逃去ため、はつ方にて盗取候脇差にて、數ケ所疵付候段、不屆至極に付、獄門申付候間、可得其意候

右の通於御評定席被　被仰渡承知仕候、早々鉄五郎方ゟ可申遣候、右爲御請奉申上候以上

卯四月七日　　山口鉄五郎手附
　　　　　　　平塚金兵衛

# 家政

## 育兒小言（十）

武谷水城

### 懷妊の間の心得方續き

母親の衣服は胎兒の爲に大切なるもの也、屡洗濯して常に清潔のものを用ゐ、決して幅狹くして窮屈のものを用うべからず、丈幅廣く緩やかなるものを、温かに重ね着て血の循りを自在ならしむべし、殊に腹より脚を温かに爲すべし、又腰の冷えぬ樣に注意すべし、腰冷る時は下痢を興し易く、不幸にして墮胎を誘ひ起す事あり、又帶紐抔決して堅く締むべからず、腹帶とて懷妊五ヶ月に至れは、帶を以て腹部を束縛するは、我邦古來の慣習なれども、甚だ胎兒の天然の發育に害あるもの也、胎兒は外に生活の道なく、只一つの母の血に依りて、生活爲しゐるものなるが故に、腹帶の緊迫に依りて、血行を妨げ、胎兒血を受ること不十分と爲る時は、生れて後、終身虚弱の基と爲るもの也、胎兒思ふまゝに發育爲すは、固より天然の理にして、腹帶を用ゐざれば難産なるなどの理由、もとより無し、加之、兎唇の如きは、懷妊中腹帶を締め過すに因りて、來るもの多しと云、

腹帶の濫觴は、神功皇后征韓の時、偶御懷胎中にて、鎧を合す事能はず、依て已を得ず、帶を用ゐて腹を緊縛し玉ひしに依ると云、日本紀には御腹をしづめ賜はん爲に、二の石をとらして、御裳の腰につけて、祈り玉はく云云とありて帶に非

るが如し、猶可考、又東鑑に、頼家の婦人妊娠五ヶ月、帶を進むる事を載す、支那にては、明代に軟綿帛を以て腹を纏ふの法ありし事、奚囊便方といふ書に見ゆ、是等は皆腹を纏うて、胎兒を保護するの意に出しもの也、後世腹帶を以て、胎兒の増大するを防ぐの用と爲すが如く思ふものあるは、大なる誤也、

母親の食物は、胎兒生育の根元と爲るものなれば、亦最も愼むべし、消化の能きもの、滋養の多きもの、其外淡泊のものを用うべし、平日嗜みて食ひ慣れたるものは害なしと雖、消化惡しきもの、辛きもの、甚く酢きもの、油濃きもの、眩暈を興し易きもの、下痢を興し易きもの等は害あり、其の外逆上し易きもの、又は香氣の高きもの、芥子、葱、生姜、胡椒、其外未熟の菓物杯用うへからす、肉類にては野猪豚鯨鴨家鴨野鷄等の脂肪多きもの、魚類にては鰻まぐろ、其外青魚類は用うへからす、是等の油濃きものを多く用ゐる時は、胎兒の体質不良と爲りて、体毒を醸し易し、列女傳に、婦人子を妊む時は、邪味を食はす、割正からされは食はすとあるも、皆此意あり、

飲料は、白湯若しくは吟味なしたる冷水を用うへし、牛乳を適宜に用ゐるは最も宜

し、又薄き茶、少量の葡萄酒、淡泊の麥酒等適宜に用うへし、其の外酒類は總て害あり、飲むへからす、濃き茶及珈琲なども惡しゝ、飲食寢起とも、時を定めて正しく爲すへし、室內は能く掃除し、常に空氣の通りを能くすへし、

身の養生宜しからすしても、分娩の安全なるもの無きに非れども、是れは例外の僥倖と知るへし、養生を能く爲す時は、消食の働き强く、血の環り滯らす、身健かにして難産にかゝる事稀なり、

### 分娩後の心得方

小兒母親の胎內を出る時は、全く其生活の有樣を一變するものにて、之れまでは只母の血一ッにて生活爲しゝなれとも、今より獨立して生活し、肺臟も機能も始めて自分に呼吸を爲し、食物も自ら口に食ひて、獨立の榮養を始むるなり、故に今までは、母親の養生のみにて足りしもの 玆に至りて、直接に嬰兒を養育するの法始まる也、

分娩の後は、經驗ある婦人に世話を賴み、母親は心靜かに安息すべし、

小兒啼聲を發し、臍帶の搏動止みたる後ち、直に臍帶を切斷し、(其術は產科醫の任なり、)其切りたる端は柔かなる木綿に油を塗りて包み、又其上を幅三四寸斗の「フラネル」にて緩かに卷き、毎日浴みをさしむる折りに取替ふべし、又臍帶は必ず自然に落るを待つべし、落たる後は前と同く、油を塗りたる木綿にて能く覆ひ卷くべし、必ず少しにても緊く締むべからず、此腹覆ひは生れて後、百五十日斗りも續て用ゐるを宜しとす、

先づ小兒を柔かなる蒲團の上に臥させ置き、呼吸其外眼口などの常に異りたる事あるやを撿べ、指にて口內を能く洗ひて後に、胎內の溫度に等しき華氏六十三四度の湯にて、全身浴みを爲さしむ、之を洗ふには、掌にて、小兒の頭を靜かに支へて、顏を湯に入れざる樣に爲し、海綿にて總身に付きたる汚物を靜に洗ひ除くべし、此時初めに輕く油を塗り、次に石礆又は鷄卵にて洗ふ時は、最も淸なるもの也、されども、皮膚の垢は一時に洗ひ落さずとも、二三回入浴の後には全く淸くなるもの也、又顏は決して浴盥の、湯を用ゐて洗ふべからず、淸淨なる湯にて別に洗ふべし、浴みの時間は五六分時を過すべからず、浴み中肛門と手足の關節の運動の摸樣を撿査すべ

し、
浴み終らは、柔かにして温く、究屈ならぬ衣服を着せ、若くは「フラチル」に巻きて後、懐に抱き、頭首の動かぬ様に爲すべし、

## 女禮式（承前）

有住齊

禁忌の條

移り箸

菜を食たる次に、飯を食はずして、直に他の菜を食ふを云、

膳渡り

本膳の鱠坪等を食ひ、其次に飯を食はずして、直に二三の汁菜等を食を云、

にらみ食ひ

椀を取り上げ、物を食ひながら、外見をするを云、

こみはし

一度に口中に物を入れ、箸にて押こむを云、

もぎ箸
はしにつきたる物を口にて取るを云　かやうの時は、椀の縁、或はかさなどの縁にて、取るべきなり、
袖越し
二の膳の物を左手にて取り、三の膳の物を右手にて取るを云、
此他禁忌數條をさだめたる傳へもあれど、無用の事のみ多ければ、此にもらす、

一　餅菓子食ひ様
羊羹、葛餅の類は、揚枝にて押きり、揚枝にさして食ふべし、中に餡の入りたるはまづ、懐紙を出し、二つ折にして、左手に持ち、揚枝にさして取り、揚枝を置き、両手に持ち、紙ながら割て餡のこぼれぬ様に、揚枝にさして食ふべし、大豆粉餅、小豆餅の類は、盆を取上げて、揚枝にて食ふものあり、

一　干菓子食ひ様
懐紙を出し、四つ折にして、左手に持ち、箸を取り、一二種紙に受け、箸を置き、

右手にて取りて食ふべし、五種七種ありともことごとく取るはよろしからず、又意にまかせ、度〻取りて食はぬものなり、核ある物は紙に包み懐にすへし、

一 茶飲み様

濃茶は、先づ右手を出し、左手をうかへ、服紗の儘うけ取り、左手に据ゑ、右手を添て呑むなり、呑み終りたらば、先づ右手にて茶碗を置き、四つ折りにしたる服紗を、又竪に二つ折にして、茶碗に並べ置くべし、又服紗を敷たるまゝ、置くも苦からず、薄茶には、普通服紗はなし、但し女禮は何れも服紗を敷き、臺に据るを式正とす、煎茶は必ず臺に据ゑ、蓋をして持ち出る法也、呑て右脇に置くべし、通ひの者、臺ともに置て、立ちさらば、臺に載せ引かすべし、飲む時口にて息をせぬものなり、又飲ながら外見をせぬものなり、

一 赤飯强飯食ひ様

赤飯は小豆を入れて、やはらかに蒸したる物にて、昔は重陽の節又帯直し、鐵漿染等、女子の祝式に用ひたり、强飯は黑大豆を入れ、强はく白蒸にしたる物にて、元服着袴等、男子の祝式に専ら用ゐたりしが、後世男女の緒祝儀、都て赤飯を用

ゐ、凶儀には、多く白蒸を用る事とあれり、食樣は赤飯は箸にて食ひ、强飯は手にて食ふ事古法なれど、都て箸にて食ふもくるしからず、

一揚枝つかひ樣

人前ならは、少し脇をむきて、扇か帖紙をかさし、使ふものなり、つかひたる揚枝は、疊紙にはさみ、懷中すべし、跡へ取り殘さぬものなり、

一陪食心得樣

貴人椀の蓋を取らるゝ時、見合せて、我も蓋を取るべし、貴人食せらるゝを見て、我も食ふべし、箸をやすめられたらば、我も箸を置くべし、物語あらば、手を突き敬ひて答ふべし、都て食物口にふくみ、又食ひながら答へぬものなり、又盃を賜りたるとき貴人返盃せよとあらば、速にわぐべし、緩々とせぬものなり、若し據ろなく起つ事あらば、膳を少し上の方によせて、次座へ挨拶して起つべし、袖袂など物にさはらぬ樣に心がくべし、又通ひの者、わが膳を持まゐりたる時は、兩手を出して受取るへし、時宜により、一禮をもすへし、食終りて、膳をおぐる時も、其儘ひかゝするは無禮なり、是より取りて渡すものなり、　(畢)

普通の座作進退凡かくの如し、次會よりは諸祝儀の作法を述んと欲す

## 家內衛生（十）

三笠の舍主人

### 食物の續き

食物は生命の根元也と雖、是を誤用する時は、百病の原と爲り、生命を縮るの因と爲る、古人の言にも、禍は口より出、病は口より入る、口の出入愼むべしと云へり、咀嚼して味ある語なり、

總て食事は、急で爲すべからず、口内にて能く咀嚼すべし、咀嚼不充分なる時は、胃にて消化するに、長き時間を費し、又胃腸を傷ふ原因と爲る、

甚しく勞動爲したる後、又は入浴の後、直に食事すべからず、十四五分時間、身心を靜めて後に食すべし、食後直に勞動し、若くは入浴するも惡しく、暫時休みて後、十四五分時間適宜に運動又は散歩爲して、消化の機能を助くべし、劇敷業を採るは、少くも食後一時間を隔つべし、又食事の後、直に臥床に入り、若くは横臥爲すべからず、

三度の食事は、時刻を正くして、過不及あるべからず、晩餐は少くも臨臥前三四時に爲すべし、睡眠中は消化の機能休止するが故に、夜中食事して、胃に停滯せしむべからず

精神不快なる時は、著く消化の力を鈍くするものにて、長く續く時は、慢性の胃弱と爲り、身体羸弱の因と爲る、故に食事中は勿論、食後と雖精神を爽快にし、勤めて欝憂を散すべし、食後直に書籍又は新聞紙を讀み、或は沈思默坐する等は、皆消化の機能を妨げ、血の循りを惡く爲す、食する時は飲食に關する話など爲して、自然に食物の味を進め、消化を易くる工夫を爲すべし、總て飽食逸居は、家道衰退の元なるのみならず、身心の建康を害する、一大誘因と知るべし、

食物を調理する目的は、第一其質を柔かにして、消化の機能を速かならしめ、兼て味を能くして、口に適せしむるにあり、若し單に味を美にし、口腹に適するのみを以て、目的と爲す時は食を資るの本旨を誤り、滋養多き品も、其の益無きに至るべし、獸肉、鳥肉の如きは、二三時間も煮るを良とす、然る時は柔かくなりて消化し易し、

食事に用ゐる器物の不注意よりして、病を釀す事有り、凡て食事の器物は、用ゐし終りのみならず、用ゐる始めに、能く洗ひて拭ふべし、新らしき玻璃器、及陶器は、用ゐる前に、少許の食塩を混ぜたる清水の中に容れ、文火にて煮るべし、又垢の附きたるものは、灰水にて煮るを良とす、又鐵製の器物は、始めに其器中に、蕎麥粉を容れ、水を混じて、煮て後に用ゐるを良とす、(鑛屬の器具の錆を生じたるものは、總て此法にて去るを得べし、)

食器は陶器玻璃器の外は、鐵器を最良とす、鐵は人の血液中にある、貴重なる性分の一なるが故に、適宜に用ゐる時は、人の身の健康を助くる効力少からず、食器に用ゐるには、此右に出るもの無し、鐵器を濕氣若くは水の附きたるまゝに爲し置く時は、錆を生じ易し、必ず乾きたる布にて、常に能く拭ふべし、又鐵瓶等の甚く湯垢の付きたるものは、水を容れて、其内に少許の炭酸曹達を加へて煮たるまゝ、凡そ一日を經て後に洗ふべし、

銅、黄銅、眞鍮、は有害のもの也、飲食の器物に用ゐるべからず、尤錫を塗りたるものは患無しと雖、少にても錫の剝落る時は、直に塗り直して、地金と食物と觸れ

しむべからず、銅錢若は銅の鍋などを用ゐて、漬物の酸味を去らしむるもの有、かゝる事を爲すべからず、亦鉛も毒あり、飲食の器具に用ゐるべからず、
漆器は新しきものは用ゐるべからず、かぶれて小瘡を生ずる事有、陳きものを用ゐるべし、濕氣を含ましめず、又湯水に長く浸し置べからず、常に乾かし置べし、

## 第二　飲料

飲料の中にて、水を除く外は、人の生活に必須のもの無し、水の事は次編に云ふべし、日常用ゐる飲料の主なるものは、酒にして、開明國の人より、文字年月を知らざる野蠻の民に至るまで、用ゐざるもの無し、酒は嗜好品の一にして、之れ無きも少の生活に障りあるものに非ず、必須のものに非ざれは、飲ざるに如ず、但極めて適度に用ゐる時は、消化の機能を助け、血の循りを能くし、精神を爽快ならしむる効有神經質の人、貧血性の人等は、少量に用ゐるを宜とす、少しにても度を過す時は、身心共に疲勞して害あり、
酒は一種の蓄積毒にして、當座に其鴆害を見ざれども、過飮する時は、漸々神經系統を麻痺せしめ、筋肉弛縱し、特に胃腸の粘膜弛緩して、早晩大害を來す、飲酒の

爲めに食量の減ずるもの、及是を飲みて顔面の蒼白と爲るもの等は、既に酒毒に侵されたる證にして、早晩生命を危くするに至る、恐るべし、愼むべし、

酒の人の身に於る利害に就ては、和漢歐洲共、古來より種〻の論あり、畢竟其用法次第にて、毒と爲り又藥と爲る事もある也、淸朝人の記たる書に、酒の量を論じて、一杯は人酒を飲み、二杯は酒酒を飲み、三杯は酒人を飲と云へり、人酒を飲む間、特に微醉にして食慾の進位に止る時は、天の美祿ともなるべく、憂を掃ふ玉箒とも爲るべし、既に酒酒を飲に至ては、變じて百毒の長と爲り、生命を殞す因と爲る、

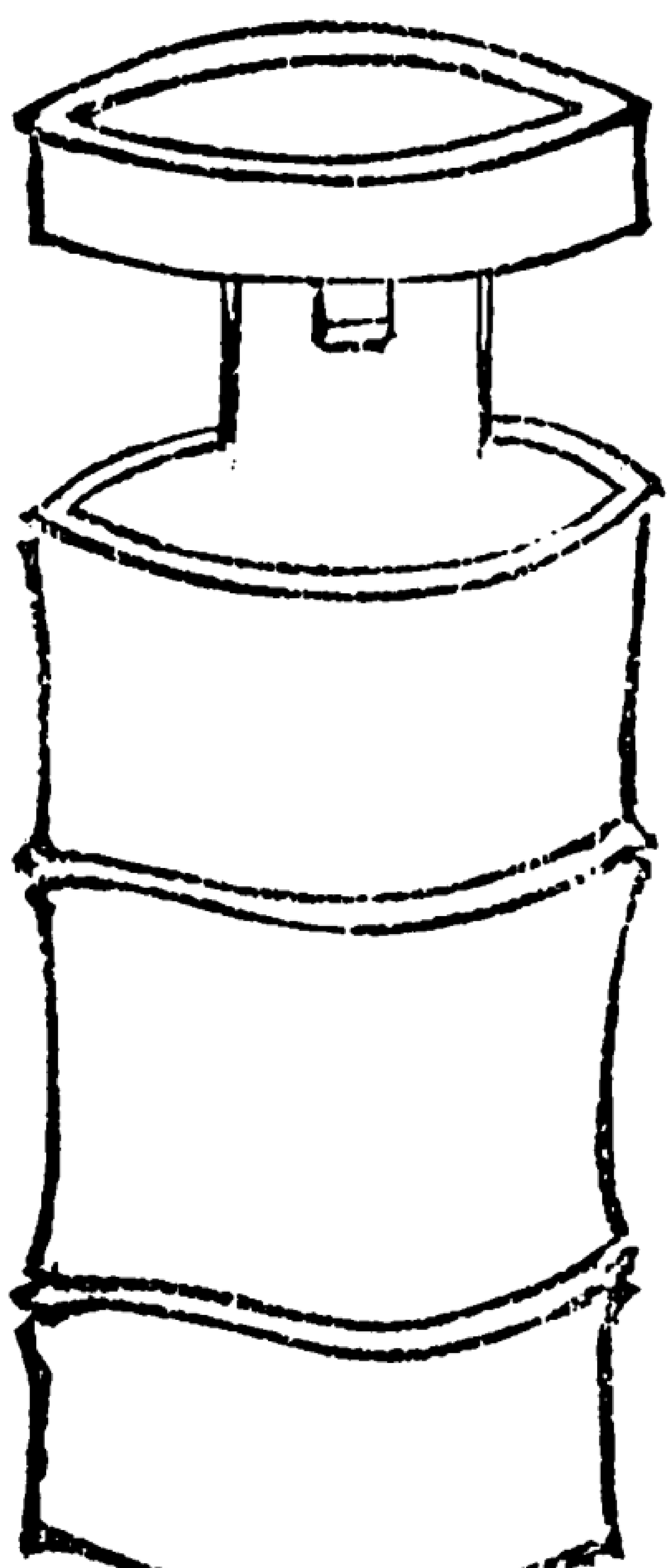
## 茶事（承前）

藤井行麿

○花入園城寺筒は、面に竪にゑみ笑め三つあり、

二寸六分　節下一寸　下まへ一分高し

厚さ　七分



節上一寸六分

釘穴は上下眞中なり皮目の方竪七分半横四分
内の方穴窪き所六分
筒中節六角におとす

裏に彫銘あり

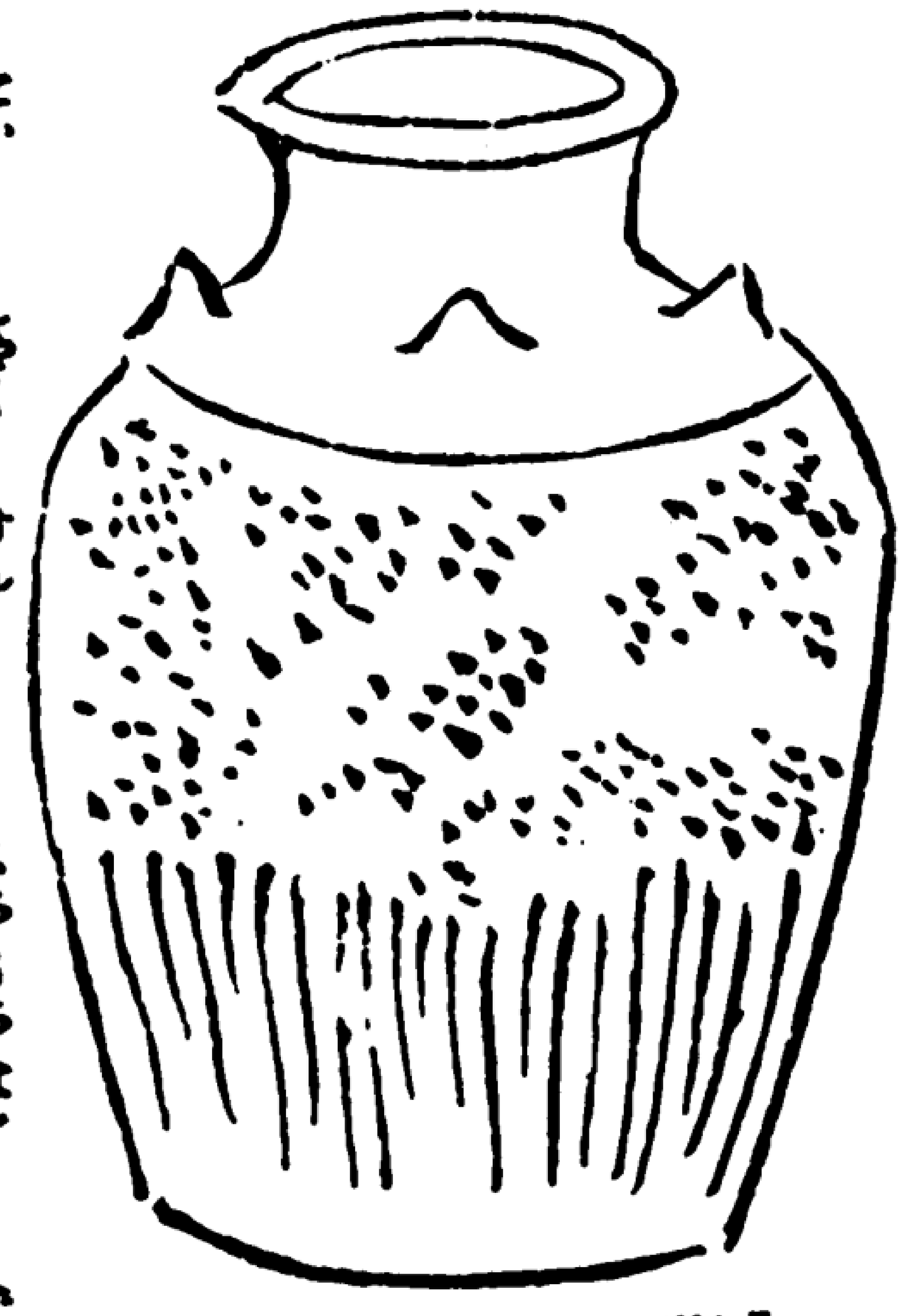
小田原にて利休切る散樂　道成寺づく鐘の竹にて作るといふ

○太閤聚樂に御座の時、宗易の宅に、朝顔數百株うゑて樂しめるよし聞して、宗易に仰らるゝに、朝顔おほく植たるに此頃よしときく、ひと朝其花にて一服喫茶したしと命し玉ひければ、畏御受して日を期せしに、曉天より近從兩三名つれて御成ありたり、宗易の宅へ御入ありて庭園御覽あるに、さらに朝顔なし、訝りながら茶室に入玉へば、床に大輪の朝顔一莖、細口の花器に入て、摘菜のしたしものして、御湯漬の飯を獻ド點茶したり、朝かほの事御尋ありしに宗易いへるは、上覽に供することなれば、數千株のうちより最大輪の蕾を見立撰とり、前夕に剪、水を揚置、殘りの花は根ごし拔捨て酒掃致し、御成を待奉りたりと申上る、また御湯漬の醮物は前々日の日、清潔なる土床をえらび、菜種を播き蒸生になして、それを調理し獻せしとまをし上しがば、公聞し召し感賞斜ならざりしよし、敬禮を盡し心をもちゐ、食物にねんごろなるが茶事の本意なるを、これにても知るべし、

○宗易末年に至みづからの木像を刻ませ、大德寺の金毛閣に置、抛筌齋利休居士と

號す、自像を高閣に置、貴顯の人を其樓下を通らしむ、我儘增長したる次第ありと、彼の木下祐桂豐公に讒言せしかば、公おはいに憤怒し御氣しきあしく、泉州堺に蟄居仰付られ、京都聚樂の屋敷家財は闕所官沒となる、のちに長岡夢休の邸となる、廣間は大德寺高桐院の茶室となり、表門は龍光院の門とあり、臺所は妙蓮寺にひく、木像は船岡山に捨られ存在せしを、宗旦の一子閑翁宗拙に至、尋出して利休堂を營み安置す、

○玉簾の茶壺は、將軍東山慈照院源義政朝臣、茶會興行の始諸國之陶治師を徵す、遠州潮見の仕藤四郎、其祖母と共に京師にいたり御好によりて作る壺、美事に燒あがりたるに、最初玉簾といふ銘を負せらる、後また祖母懷と呼れたり、天下の名器となる、豐公北野大茶會の時飾られたる茶壺、七種の内其一なり、一の御床上玉簾またの名祖母懷、不二山、二間御床上段君ケ嶺、次の御間竹生嶋、三間御床上段白雲、次の間醍醐、砌、各壺みな倭產の陶器なり



祖母懐　此銘底にあり
色黒青黄　鼠の爪の如き文あり

高壹尺貳寸　口内巾三寸二分　懐三寸四分　コシキ四寸二分
總巾壹尺　此器　内山眞龍所藏したりとぞいまいづれにあるか

○大閣薩摩凱陣の時、筑前國箱崎松原にて催されたる茶會は、數寄屋三疊敷二枚障子、上に揚窓六尺の通し板あり、露地そとはくゞりを這入てとび石あり、松樹の下に手水鉢、木をくりたるがふるびて苔むせるに、柄杓を上に伏て置玉ふ、此松のもとをまはりて、數寄屋のむかふに古竹の腰かけあり、夜のほの〴〵明る頃、伺候の人の褄戸までまゐりかゝりたるを、内より關白殿障子明られ、はいれやと高聲に仰らる、未だくらくして御席中見えわかぬころなりしとぞ、上座押板に點茶の二字牧渓の書、其前に桃尻の花入薄板にすわる、風爐、御釜責紐、水さし芋頭、鴫肩衝御

茶入、四方盆に被居御茶盌井戸、建水、瓶蓋、ふた置、引切御手前なり

# 學園

## 女子書牘文論

菅喜田和三郎

右は兼ねても記しおきたるが如く、此論ひをかゝまくおもひなりしは、一朝一夕のことにもあらず、女鑑の發行に遭遇して、幸に、大方諸嬢の高示を仰ぎ奉らんと、既に筆を執りて、二回のほど鄙見を述べ、今や消息文の沿革を叙述して、本論に立ち入らんとしたる折しも、不幸にも身は病魔の爲に犯されて、病の床に上り、日夜藥汁の助けを借りて、僅に氣息を通し居けるに、或夜のことなりき、枕頭聲ありて、おのが名を呼ぶものあり、仰ぎ見れば、年齡方に二八、麗姿艶容の一美人なり、然れども、おのれいまだ半面の識なし、「いかなる御方にてましますか」と、おき直りつゝ熟視すれば、美人の眉は秀でゝ、おのづから怒を帶ぶ、一雜誌を手にして、おのが前に擲ち、いひけらく、「汝はこの書讀文論の作者に非ず

や、未だ全篇を見ずと雖、思ふに我々の敵なるべし、以後この論を繼出する時は、必、禍汝の身に及ばん、心得てよ、」といひさま傍の紙障を押して、かきけす如くに形を隱せり、おのれは、あまりの事に、心はけはてゝ、夢かとばかり、家の子呼びいでゝ、「誰か來りし」と問へば、否とよかゝる眞夜中に」と答ふ、あたりを見れば、今美人の擲ちたる女鑑一冊あり、　あなふしぎとは思ひしかど、病の爲に、必とり亂したる折柄なれば、さまでにも、思ひ深めずて打過ぎね、かくて病の程は、日一日と快き方に趣きしが、去る二月の十四日、おのが寓居の隣より、火災おこりて、おのれは、只身一ッを助けいでたれど、書籍什具は、悉く灰燼の中に埋め畢へぬ、「禍汝の身に及ばん」といひたる言葉も、今更おもひ出でられて、空恐しさやる方なく、加之、類燒後は、何くれとなくいそがしきことのみ、身にふりつみて、暫くは筆とることも、打捨ておきつるに、這般、女鑑編輯者より、「彼の論文は、如何なりゆきしぞ、購讀諸嬢の内よりも、督促はげしかるものを」と、あるに、諸嬢の督促は、いかなる心より出でしか、夢幼に見えし美人の如く、おのが身にあだなし給はんとするにか、そは兎まれ角まれ、おのが前志を

顧みれば、一二支障者の爲に、この論をおくべきにもあらず、今よりふたゝび利心ふりおこして、繰塩草かきわつめ、次の號より乾度おめにかけやうと思ひます、大方之諸孃其諒焉、

三月十五日の夜

## 百人一首和歌の解（つゞき）

井口隆太郎

### 赤染衛門

やすらはでねなましものをさよふけてかたぶくまでの月を見しかな

かういふ事で有つたあらば、いつも寢るべき時にあなたを待ちあはさずに寢ようこそで有つたものを、あなたが迄度來ると兼ねて御約束しておきなさつたから、宵のうちから今か〳〵と待ちわかして、西の空へ傾くまでになつた月を、唯妾ひとりで見ましたことで御座ります、其の樣に夜が更けるまで起きて居て待つて居ましたのに、あなたはとう〳〵お出で下さらず、實にうらめしく思ひます、

此の歌は、赤染衛門の兄弟の女のもとに、中關白道隆がまだ少將にておはせし時

ある夜來ると約束して置て來ざりしかば、翌日其の女にかはりて赤染衛門がよみて遣りし歌なり、

## 小式部内侍

大江山いく野のみちのとほければまだふみも見ずあまのはし立

妾が母は今丹後の國とやらに居らつしやるが、其の丹後に行くには、丹波路の大江山といふ高い山や、幾野と云ふ大な野原などが有つて、道の程も餘り遠いからまだ母の便もなく文も見ませぬ事で有ります、

大江山、幾野、天の橋立の三の名所を一首の中によみこみて、思ふ意を述べたる歌なり、下の句のまだふみも見す天の橋立とは、未だ文も見ずと云ふ詞を、踏も見ずと取りなして、丹後の天橋立を踏みて見ないと云ひなしたるものなり、故に天の橋立は、ふみも見ずと云ふ詞の縁より名所をよみこみたるのみにて、歌の意味には關係なきなり、

此の歌は、母の和泉式部が丹後に在る頃、中納言定頼が母の便ありやと問ひたる時によみたる歌なり、

## 伊勢大輔

いにしへのならのみやこのやへさくらけふ九重ににほひぬるかな

今は都にはあらざれども、昔は都であつた奈良の都の八重ざくらが今日は九重の禁中にきて、天皇の御前に匂ふことである、丁度此の花が昔の都には、八重に匂つて居て、今日は九重ににほふ様に今の天皇の御代は、昔よりも一層花やかに盛んで結構な事である、九重とは禁裏の事なり、それを八重櫻の八重と、九重とおもしろくいひあしたるものなり、

## 清少納言

夜をこめて鳥のそらねははかるとも世にあふさかのせきはゆるさじ

昔孟嘗君と云つた人は、函谷の關を越ゆる時、未だ夜が深くして鶏が鳴かなかつたから、番人が通さなかつた、其の時食客の中に鶏の鳴き聲を上手にする人があつて、鶏の鳴くまねをした所が、實の鶏どもがみむな鳴き出したから、孟嘗君は無事に其の關所を通つたそうだが、其の様に今あなたがそらごとを云つて、妾をだまそうとなさつても、世の中にあなたの様な、そらごとと云ふ人に逢と云ふ名が

付いてゐる逢坂の關は、妾は免しますまい、妾はあなたの樣なうそつきには、逢ひは致しませむ、

鳥のそらねとは、鳥の虛の音と云ふ事にて、まことの鳥の音でなきことなり、あふさかの關とは、唯あふと云ふ事にて、それを逢坂の關にいひなしてよめるなり、孟嘗君の故事も函谷の關所なれば、態と逢坂關といはれたる、面白きことなり、

## 左京大夫道雅

今はたゞ思ひたえなむとばかりを人づてならでいふよしもがな

自分がこひしたふ人に逢つて申し度い事は山々有れど、今は自由に逢ふ事もならぬ樣になつてしまつて、實に苦しく切ないことになつた、もはやかうなつた以上は仕方がないから、今は唯外のことなどはさしおいて、せめてはもう是から以後ふつと思ひ切りませうと云ふことばかりの一言なりとも、人にことつけせずに直に逢つて、申すことの出來る樣な事もあいかしらむ、どうかしてさういふ機會がありたいものであると思ふことである、戀人にあふことのまゝならぬほど、つらいものは世の中にないわい、

此の歌は、あふことのまゝならぬ故せめて、思ひあまりてかくはよまれしものなり、

権中納言定頼

朝ぼらけ宇治の川ぎりたえ〴〵にあらはれわたるせゞのあじろ木

夜がほの〴〵と次第〳〵に明け行く頃に、宇治川のけしきを眺むると、夜中からどこもかもさつぱり見えない様に立ちこめて居た、宇治川の霧が夜があくるに従つてだん〳〵に晴れ行いてたえ〴〵になると、川のあさい瀬ごとにたてゝある網代の木が、立派に見える様にあらはれてきた、どうも面白いけしきではあるわい、」

あじろ木とは、網の代りに杭を立てゝ、氷魚と云ふ魚をとるものなりせゞとは、瀬々と云ふ事にて、川の浅くなりたる所々を云ふなり、網代木は瀬に立つるものなれば、せゞのあしろ木とは云ひしなり、

# 漫録

## 源氏箒木の巻を讀みて（承前）

藤井行麿

いまは女子のもの學び開けて、男子にもをさ〳〵おとらぬ物しり世におほく出きて、やうせずは男もまけぬべき勢なり、しかれども又是にも一得一失はまぬがれず、女子の男子に立まじはり、ものはぢする氣色もなく、さがなく口きゝ束髮洋服のなりにて集會の席に出、中には演舌などするも有とか、かゝる女學生も尋常の家に嫁入ては、教師するにもあらず、なみ〳〵のよめ女なれば世にいふ三從七去の教訓、古風なれども婦德ををさむる道あれば、これをまもりて夫に從ひ舅姑に仕へ萬事愼て女らしく有べきに、諺にいふ先入主となり書生風のなまいき開化をよく定てなれぬれば、何事も其家の仕來りは、舊習頑固のやうにおもひなし、姑にたび〳〵家風のしかた、をしへさとしていはるゝも空吹かせときゝながし、こゝろにとゞめず、ものみなおのれの思ふが如く隨意にとりなし、活動云爲障子襖の開閉まで荒々しく、祖先の忌日まつりなどするともこゝろにとめざれば、わすれがちにてはたよりいはるればうち驚て供物など俄にとゝのへ、さて又つれそふ夫の學事にうとくおろかしければ、下ごゝろに侮りおのれひとりさかしげにさし出口してつゝしまず、かゝるたぐひはよその見めもくるしきものになん、近き世となりては、男女同權などいふ流行說もあれど、この如開化風の女生を勘辨してさし置をのこは、よく〳〵鼻毛のながき人とやいはん、舅姑こと

うとなどもわりてとり〳〵にゆるさねば、身のをさまりつきがたくつひに離縁となりしをも現に見しことありき、かくわげつらへば女子の學問はあながちにいらぬものと、憎みて云に似たれども、しかるにはあらず、おなじ此源氏帚木の卷中に馬頭の詞として「すべて男も女もわかものは、わづかにしれるかたのことを、のこりなくみせつくさんと思へるこそいとをしけれ、三史五經のみち〳〵しきかたを、あきらかにさとりあかさむこそあいきやうなからめ、などか女といはんからに、世にあることのおほやけわたくしにつけて、むげにしらずいたらずしもあらん、わざとならひまなばねども、すこしもかどあらん人の、みゝにもめにもとまること、ドねんにおほかるべし、さるまゝにまんなをはしりがきて、さるまじきどちの女ふみになかばすぎてかきすくめたる、あなうたて、此人のたをやかならましかばと見ゆかし、こゝちにはさもおもはざらめど、おのづからこは〳〵しきこゑによみなされつゝことさらびたり」云々これもいはれたることなり、女子は外に出で勤務するものにあらず、うちに居て家事を執るが天性なれば、男子とは相反して對すべきことわりなり、されば男にひとしく學問して博識者となりたりとて其用なしがたし、三史五經の道々しきかたを明らかにさとりあかさむこそあいきやうなからめとは、其こゝろしらずして先抑へ置、さやうではあるけれどもなにとして女といはんからにも、公私につけて一向にしらずいたらずともあらんや、男のする如く

わざとは、習ひまなばねども、つねぐ〜こゝろがけて學者賢才の人の耳にも眼にもとまるやうのことも自然におほくはあるものならん、しかりとて女のふみに學者めかして文字を半分すぎも取交へ書すくめたるは、此字音のよみこゑ硬々しくして似つかしからねばあならうたてと歎息したるあり、此うたてといふ辭は、轉の字を書てよきことが轉じて却てわろくなりたる意のところにもちうることばなり、文字にて書ばふみも短くなりてよきが、さて女らしく見ぬがうたてきなり「此人のたはやかならましかばよからんと評し、しかしその本人のこゝろには何ともおもいぬならんが、他より見聞すれば、物しり自慢したるやうおもひなされてよからずとなり、女教師などになりたる人は格別、

なみぐ〜の家の妻君、漢語洋語をもちゐて學者らしく、物しり天狗の女將軍は、いかにもうけがたきものならん、本居先生の玉鉾百首に、しるべすとしての物しり中々に横さの道に人まどはすも、とよまれたるあり、學問もあしくこゝろえちがへば、かへつて害となることおほかるべし、とにもかくにも女はをうな、男はをのこの稟賦あれば、諾冊二神の太古に基きかしこねの眞理本敎をまもり、梱といふことを乘て婦徳の道をふみたがへまよはぬやうになすべくこそ、ある人西學耽醉者をいたみてよめる歌に

蟹かゆく横さの文字をよむ人の
あらぬ道にもまよひ入かな

ゆめをとめ子たちいりなまどひそ

（終）

# 楢の舍哥がたり（承前）

富田馬太

塙保己一が富士の哥に、言のはのおよばぬ身にはは目に見ぬもなかく〱よしや雪の不二の根とよめる、撿校千蔵一が、駿州久能山よりのかへさに、同行の人どもが、海邊の景色のたならぬをめであへるを聞きて、見る目なき我身ながらもおのづから心にうかふ海のさまかなとよめるなどは、實情をあらはせるものなればしひて構へ作れるとは、そのおもむき痛く異なりて、感慨まことに深し。風香一が頼朝卿を、おもひきやひるが小島のなみ風になべて草木のなびくべしとは、花下言志といふことを、さかりなき身は咲くはなをうらやまで常磐にだにも世をへてしがなとよめるなど、何れもよくとゝのひたり。句當貫一が湖上落花を、春風にひらの高根のゆききえてはなのなみよる志賀のからさきとよめるも、春のあしたによしの山の櫻は、人麿が目には雲かとのみなんおぼえける、といへるよりこのかた、花を見ては、雲によそへ雪をうたがひなど、何時も〱その轍をのみふみて、己が感情をありのまゝにあらはせる者は、曉の星にもまさりてなん少かりける。よしある宿に琴の音を聞きては、或は魂とび去りて、天上に遊ぶ者も有りなん。或は腸きれ胸ふさがりて、魔王の苛責におふ心地する者も有りなん。或は情人を想ひて、可憐の心切なる者も有りなん。物同じく、事一つなりと雖、見る人聞く者の心によりて、種

々に取りあさるゝは、自然のことわりなり。樂しきをたのしとし、あはれなるをあはれとしてこそ、僞なくかざりなき事にはありけれ。しひて情を枉げ心をためて、風流をよそほふは、まことに有るまじきことなり。何にもあれ、有りのまゝあるこそ望ましけれ。中宮輔重家が、をはつせの花のさかりを見わたせば霞にまがふみねの白雲とよめるは、後撰集なる、すが原やふしみのくれに見わたせバ霞にまがふをはつせの山といへるを、花にひきなされたる者なるよし、俊成卿の批評せられしこと有り。阿闍梨心覺が、よしの山花のさかりを見わたせばたゞ春の日にきえぬ白雲とよめるは何となく耳にたちて聞ゆ。また阿闍梨親寳が、すがはらや伏見の里にこまとめてをはつせ山の花を見るかなといへるハ、法師に似あはしからぬ哥ざまなり。兼好何故に徒然草に入れて、一あは吹かせざりしぞ。法師のよろひつけたる、いと見ぐるしきものならずや。こは前にいへる後撰集の哥と、源三位が、あふみちやまのゝ濱邊にこまとめてひらの高根のはなを見るかなとを、料理して作りしものならんか。年代を押すに、親寳のは八年ほど後のことなり。頼政のは、優美にしてしかもをゝしければ、これを吟ずるに、足その地を踐まずと雖、心まづうかれ出づるが如く、その狀況さながら眼にうつり來るもあやしや。治承年中に公重といへる人が、あかずのみ思ふ櫻の花かとて心にかゝるみねの白雲とよめる、嘉禎のころ信成卿の、かつらぎやみねの櫻のさきしより心の空にかゝる

白雲とよめるなど、何れも句の少しくかはれるのみにて、その趣はおなじほどのものあり。これらを調合してよみいだせると思しきは、吉野山花のさかりに朝な〳〵に心にかゝるみねの白雲とよめる哥なり。こは何時なに人のよみ出でしものならん、不圖思ひ出されねど、近來の佳句にて感歎斜ならざりし由、記せるものも有り。婉ゝ婉に、優は優なれど、たゞ詞に花を咲かせしといふべきほどのものにて、餘情もさらになく、十軒店の雛さまを見る心地ぞせらるゝ。されど俊成卿一派の語法をかりて、姿おかしくこそ侍れ、哥心得たる人の哥とぞ覺え侍るなとやうにいはんを、うれしがるものも有りなん。むかし鄭國に子産といふ人ありけり。その國の太夫に、人心の同じからざるは、そのかはの如し。われ豈子の面をわがかはの如しといはんや、そも〳〵心に危しとおもはんをば告げなん、としいひとかや。余はうち思ふことゞもを、少しも憚らず物いふ本性なり。誤もあらばたゞしてよ。ひが心得ば、みづからもなほしてん。

寶曆明和の際にや、大和國三輪の人にて布袋屋某といへるが、花とのみ見しはふもとの心にて雲わけのぼるみよしのゝ山とよみて、師匠周齋子に添削をとて出しゝを、近頃の秀哥、あかなかよくつゞけられしものかな、といたく譽られしかば、玉を拾ひし心地に、甚よろこび居けり。その後京師にのぼる事の出來しかば、よき機會なりとて、そのついで、冷泉爲村卿の許を訪ひて、そを覽せられけり、卿やゝしばしうちかたむきて沈吟のさま

なりしが、さて〳〵骨を折りつらん、されどこは哥にあらずと仰せられけり。意外のことに某はあらぎもぬかれ、呆れて物も得いはざりしほどあるが、やう〳〵心付きて、御筆を添へたまはゞ哥となり申すべし。何卒然るべう御添削なしたまはれかしと、頼み申しゝかば、卿は硯をひきよせて、しらくもと見しはふもとの心にてはなわけのぼるみよしのゝ山と句をおきかへ給ひて、その方が詠みしごときは、こと〴〵く偽なり。白くもと見るもまことならねど、そは哥の脈なりと仰られければ、某は感服していとま申しゝとなん。又なにがしとて、われは顔にうち振舞ふ素人おどしの俳人ありけり。或つけあはせに、そもさんが淺草寺の十夜鐘といふ句を作りて、午心に見せしに、そもさんがは、禪宗なり。淺草寺は、天台なり。十夜鐘は、淨土なり。御句いかゞと難ぜられしといふは、氣味よきわらひ草なり。われ所謂味附とくそとを辨へざるものなり。たとひ三十一字を優につゞけたりとて、わが心より出ぬ御つきあひは、好ましからぬことなり。哥よむ人たちは、これらの失敗はなしを味ふべきことにこそ。

## 貝原女子十三條の教誡（承前）

忍の舍有義

八に曰。巫覡などのわざにまよひて、神佛をけがしちかづき、みだりにいのりへつらふべからず、只人間のつとめをもはらになすべし。目に見えぬ鬼神のかたに心をまよはすべからず。九に曰。人

の妻となりては、其家をよくたもつべし。妻の行あしく放逸なれば、家をやぶる。財を用るに儉約にして、つひえをなすべからず、をごりをいましむべし。衣服飲食器物など其分にしたがひて、あひにあひたるを用うべし。みだりにかざりをなし、分限にすぎたるをこのむべからず。妻をごりて財をつひやせば、其家必貧窮にくるしめり、夫たるもの是にうちまかせて其是非を察せざるは、おろかなりと云べし。十に曰。わかき時は夫の兄弟親戚朋友、或下部などのわかき男來らんに、なづさひちかづきて、まつはれ打とけ物がたりすべからず。つゝしみて男女のへだてをかたくすべし。いかなるとみの用ありとも、わかき男にふみなどかよはする事は、必あるべからず。しもべを閨門の内に入べからず。凡男女のへだてかる〳〵しからず、身をかたくつゝしむべし。十一に曰。身のかざりも衣服のそめいろもやうも、目にたゝざるをよしとす。身と衣服とのけがれずしてきよげなるはよし。衣服と身のかざりにすぐれてきよらをこのみ、人の目にたつほどなるはあしゝ、衣服のもやうは、其年よりはくすみておいらかなるがじんじやうにしてらうたく見ゆ。すぐれてはなやかに大なるもやうは、目にたちていやし。わが家の分限にすぎて、衣服にきよらを好み、身をかざるべからず。只我身にかなひ似合たる衣服をきるべし、心は身の主也たふとぶべし、衣服は身の外にある物なりかろし、衣服をかざりて人にほこるは、衣服よりたふとふべき其心をうしなへるなり。凡そ

人は其心さま身のふるまひをこそよくいさぎよくせましけれ、身のかざりは外のことなれば、只身に應じたる衣服を用ゐて、あながちにかざりて外にかゞやかし、人にほこるべからず。おろかなる俗人、又いやしきしもべ、しづの女などに衣服のはなやかなるをほめられたりとも益なし。よき人はかへりてそしりいやしむべきわざにこそあれ。十二に曰。わが里のおやの方にわたくしゝ、わがしうとしうとめをつとの方をつぎにすべからず。正月佳節などにも、まづをつとのかたの客をつとめて、おやの里にはつぎの日ゆきてまみゆべし。夫のかたをすてゝ、佳節にわがおやの里にゆくべからず。しうとをつとのゆるさゞるに、父母兄弟のかたにゆくべからず。わたくしにおやの方に贈り物すべからず。又わが里のよき事をほこりて、ほめかたるべからず。十三に曰。下女をつかふに心を用ふべし。いふかひなきものは、ならはしあしくてちゑなく心かたましく、其の上ものいふ事さがなし。夫の事しうとしうとめこしうとの事など、わが心にあはぬ事あれば、みぶりに其主にそしりきかせて、それをかへりて忠とおもへり。婦人もしちゑなくして、それを信じては、かならずうらみ出來やすし。もとより夫の家は皆他人なれば、うらみそむき恩愛をすつる事やすし。つゝしんで下女のことばを信じ、大せつなるしうと小じうとのしたしみをうすくすべからず。もし下女すぐれてかたましく、口がましくてあしきものならば、はやくおひやるべし。かやうのものはかなら

ず家道をみだし、親戚の中をもいひ妨ぐるもの也恐るべし。又下女などの人をそしるをきゝ用うる事なかれ。殊に夫のかたの一類の事を、かりそめにもそしらしむべからず。下女の口を信じてハ、しうとしうとめ夫こじうとなどに和睦なくして、うらみそむくにいたる。つゝしんで讒を信ずべからず。甚恐るべし。又いやしきものをつかふには、我が思ふにかなはぬ事のみ多し。其を怒りのりてやまされバ、せはしくはらたつ事おほくて、家の内しづかならず。あしき事は時々いひをしへて、あやまりを正すべし。いかりのるべからず。すこしのあやまちはこらへていかるべからず。心の内にはあはれみふかくして、外には行儀かたくいましめて、怠らざるやうにつかふべし。ゆるかせなれば必らず行儀みだれ怠りがちにて、禮義をそむきとがををかすにいたる。あたへめでむべき事あらバ、財ををしむべからず。但わが氣に入たるとて、忠なきものにみだりに財物をあたふべからず

凡此十三條を女子のいまだ嫁せざるまへに、よくをしふべし。又かきつけてあたへをり〳〵よましめ、わするゝ事なく是を守らしむべし。凡世人の女子を嫁せしむるに、必其家の分限にすぎて、甚おごり花美をなし、おほくの財をつひやし用い、衣服器物などをいくらもかひとゝのへ、其餘の饗應贈答のつひえも又おびたゝし。是世のならはし也。されど女子をいましめをしへて、其身をつゝしみをさめしむる事、衣服器物をかざれるより、女子のため甚利益ある事をしらず。いとけなき時

より嫁して後にいたるまで、何の教もなくて、只其むまれつきにまかせぬれば、身をつゝしみ家ををさむる道をしらず。をつとの家にゆきておごりおこたり、しうとをつとにしたがはずして、人にうとまれ、夫婦和順ならず。或は不義淫行もありておひ出さるゝ事、世に多し。是おやのをしへなきがゆゑなり。古語に、人よく百萬錢を出して女を嫁せしむる事をしりて、十萬錢を出して子ををしふる事をしらずといへるがごとし。婚嫁の營に心をつくす十分が一の心つかひを以て、女子ををしへいましめば、女子の身をおしく持おしわざはひにいたらざるべきに、かくの如くなるは、子を愛する道をしらざるが故也

## 藻鹽草（承前）　楢の舎主人

一夫の衣類とり廻はしいさぎよく、つねに手廻しよく、四季時々の手づかへなき樣に至すべき事女のつねにつかさどる所なれば、いふに及ばずといへども、若き時は常坐の用事、またはあそびに心うつり、今日も過ぎ、あすものび行くほどに、そのきはとなりてけはしく、俄にいそがしくとりまかなふは、上中しもに心わる女のせざる處なり、むつききさらぎのうちに、袷の用意よく仕置き、彌生卯月には、夏中の衣類を手づかへなく、夏中には、秋冬の用よく仕廻はし、めしつかひにも、極暑極寒にいそがしからぬ樣の心づかひをして、大かたは春の日永なるうちに、一年の用をよくとゝのふる心がけがよし、

夫にあかつけるものをきせず、かつかう見苦しきものを用ゐざるやうに、つねの用、はれの用、つとめの用、各々の品に手づかへなく、わが事はのちとして、まづ夫の衣類に露ばかりも粗末なき様に、時々のわらひすゝぎも、ほどよく手まはし心がけ、人まかせめし仕まかせに致すべからず、めしつかひ多きとても、主人よりその下知よく出ざれば、諸事手廻がたきものなり、たち縫ひは、まき島の道とて、女のすべき家業なれば、大名高家の貴女は格別、諸士等中分の妻子は手づからその道にうとかるまじき事、つねにをしへならはしめしごとく、外へいづるにはきよきを着せ、かへらばそのそてねをしゆふくじゆん色し、つねに心にかけて、みづから度々見及び手にかけざれば、をもはざる粗末あること有り、夫の衣類出し入れ、とりあつかひいださすべきそれ〳〵の人はありとも、みづからも度々見及びて、不浄を去り、しゆふくこゝろにかくべき事なり、衣類にかぎらず、奥にて夫の手ぢかく取り廻はす道具、もてあそぶ品々、かりそめのものも心に入れてそまつなく、留守などに居て、夫のかたよりそれをと有るやうの時、うと〳〵しからぬ様に心がくべし、

一旅用意は、武家のつねなれば、いつによらず、出行のとき、手つかへなきやうに常々心にかけ、奥にてとりさばき、たちぬひするたぐひのものは、随分しゆふくじゆん色、手まはしよくして、何時にても、おくよりいとなみ出すものに、少し

もとゞてはりなき心がけ肝要なり、
一夫の遠く旅立などする時は、ともにへだちなん日數ものうからぬにあらねば、いかにもうらやかにしなよく、名殘をゝしむべし、さればとて、夫の心にかゝり、心もとなきやうに、とりみだしたる言葉風情は、いかにもつゝしむべし、留守のほども心もとなからぬやうに、おとなしく心をさめて見せ侍るべきものなり、武士のつねとて、あまりてはゞしく名殘なきさまも、恐ろしかるべし、あやにくにさのみ心みだすべからんは、本意にあらぬわざにて、たはれめなどの心地ぞする、たゞ夫を大切におもふ眞實のまことあらば、おのづからほどよきにかなひぬべし、

一夫のつとにおきて勤に出、あるひは夜ふかく遊興、山河のかりなどに出る時、愛のあまり、女をそのまゝ寢間にあれ、またはさきへふせよなどいはるゝことありとも、いかに用捨あればとて、そのまゝねまにふし、又はかへるをまたずさきへ臥しなどすること、必しもあるべからず、見苦しきわざなり、日々のつとめはいふに及ばず、夜ふかく出、夜ふかくかへる折ふしも、少しもぶせうならず、先へおきてその當用をつとめ、心よく夫のこゝろにむづかしと見えざらんこそ、心ある人とはいふべけれ、

一夫のわれにむつまじくて、いかになドみかさなり侍るとも、よのつねはもとより、ねやの内のむつ言にも、あられぬことをいひ、ざれたわふ

れ、言葉をすごし、禮をやぶること有るべからず、只ねてもさめても、夫をうやまひ心はづかしきものと、おもふ心はなるべからず、さりとて、しめりすぎ、ものおもはせぶりにて、底意しれがたきやうにもてなすことは、またあしきことなり、たゞうら〳〵とうちとけたるものから、ざれたるかたには、いつまでもものはづしき心地して、あいきやうありてうち向ひたらんこそ、幾年ふとも、見おとさるゝ事もなからめ、

一夫のものいひたらば、たとへあさ〳〵として、わがきげんふきげんをいはず、おもゝちてわいろ、つねにてりふりなくあしらふべし、夫くどくものいひ、せはしくいひ、又はざれすぎたはむれすぐとも、少しもいぶりを出すべからず、かりそめにも顏くせあしく、ものいひおもく、ぶせうに見ゆべからず、うらやかにうち向ひて、うちわらひ、心にそむかず、あしらひよくして、人目見ぐるしからぬやうに、たしなむべし、夫婦はむつまじくてこそ、夫もわが言葉をもちゐてもしは夫のあしき筋をも、いさめあらたむる本ともなるべけれ、夫のしかたものいひ、わが心にかなはぬとて、こなたよりもいぶりを出し、心にそむかば、まづ不和をあらはし、夫のあしきを改むることはなくて、わが身より不禮をなし、其のとがこなたにおひぬべし、心にかなはぬふしとても、其の坐其の時にかぎるべからず、まづ心をたがへず、よしなにうけながし實に夫の

あしきことあらば、機嫌を見合はせ、いさむべきはいさめ、わけをいふべきは譯をいひて、ふしなくあらんこそめやすかるべけれ、ゆしつかひの人も聞くなれば、夫とあらがひいひかちて何かめでたからん、ことさら、夫のかたよりきげんよくものいひかくるに、いぶりなるかほもちは、そばに見るめも、たへがたくにくきものにてあるをや、

## 水戸烈公の子守歌　關　以雄

歌曲の善なるものは、吟諷の間に於て、自然に善心を感發し、以て其逸志を懲創するの功あり、古人の歌詠して其性を養ひ、聲音其耳目を養ひ、舞踏其血脈を養ふことあり、今人の之に傚ふものありと雖、其節疎にして平ならず、其歌淫にして正しからず、假令閭巷童稚の誦歌の如きも、尤も撰擇せざればあるべからず、五聲文をなし、八音相比す、鴻殺疏數節奏和平にして、以て其耳目を養ふあり、手の舞足の踏、其羽籥干戚の器を執り、其屈伸俯仰綴兆舒疾の文を習ふ、是を以て容貌莊なるを得、行列正しきを得、進退齊ふことを得、心志條暢して、血氣和平なるを得るなり、血脈是に於てか、循環の養あり、志氣是に於てか、憤悱するに至れり、甞て水戸烈公か、其乳母の子守歌を奏するを聞き、痛く其淫猥なるを嘆し、左の一とや節を詠じて、與へられたりと云ふ、

一とや　光りのどけき春の色〱
　千里の外もうらかに〱

二とや　吹くもしづけき夕風に〱
軒端の梅もかをるなり〱
三とや　みもすそ川の波の音〱
涼しさまさる夕月夜〱
四とや　四方の山邊の賤が家に〱
いぶせく見ゆる蚊遣火よ〱
五とや　砂子に清くすむ水に〱
さやかにうつる月の影〱
六とや　六浦の浦のもみぢ葉は〱
しぐるゝ空に染ぬらむ〱
七とや　勿來の關の櫻木に〱
花かと見えて積る雪〱
八とや　山のあなたの炭竈に〱
をちこち分るゝ夕烟〱
九とや　心に年月重ねつゝ〱
相生中の賴母しさ〱
十とや　常磐の山の松が枝は〱
千世萬世の君が友〱

## 松の緣

龍田秋子

### 上の巻

「お政や〱どうかおしか、ゆめでも御覽かへ、おまさ〱たいそううなされておいでゝはないか、と同じ枕にねむれる嫁女をさます聲を、子息の洋行の不在中とて、孝心深き嫁の、たよりなき母のつれ〲をなぐさめんと、同じ枕にふせし物と思はる、さても政子は母とも知らず、うつゝにて母のよびさます手をしつかと

にぎり、さもうれしげに口を動かすを見るに、其樣未ださめし物とも思はれず、母なる人は其手を無理にはなさんともせず、しばしためらひしが、又も靜かに、

「お政やおまさや〳〵〳〵、

と二聲三聲つゞけよべば、やう〳〵に眼をざまし、母の方をうちながめてゐたりしが、母の手をしつかりと、にぎりしむるに心つきしか、はつかしげに、

政「おや、私はどうか致しましたか、

母「あゝ、おさめかへ、

政「今は何時頃て御座ます、

母「左樣さ、未だ十二時時分だらうよ、ゆめでも御らんかい、たいそううなされて、おいでだつたからおこしたのだよ、

「おや、左樣で御座ましたか、夫では又御母樣の、御眼をさましましたので御座ますか、

と氣毒顔

母「いゝえ、私は今夜はどうしたか、ねられなくて十一時をさつききいたが、未だねられないで、さつきから又くだらない事を思ひ出して、

政「おや、左樣で御座ますか、まあそんなら先程からおこしあそばせば、よろしう御ざいましたに、晝まの御本のつゞきでもよみます物を、

母「なあに、年寄のねられないのはあたりまへだよ、さう〳〵若人を起しては氣毒ね、

政「いゝね、

母「夫で、おまさは何かゆめでも御覽かへ、

政「いつもつまらないゆめを見まして、お母様にすみません、

母「何にすまない事はすこしもないよ、どんなゆめかいつて御覽んな、

政「あら、おかしいので御座ますよね、私の樣なぢやうぶの者がね、大變病氣になつてね、さうすると、どうしたか旦那樣がね、歸へつて居らしやつたので御座いますよ、さうして、すぐなはる〳〵と、おつしやつたゆめを、見たので御座います、ゆめ程とりとめのない物は御座いませんね、

母「おや、さうかへ、信義が歸へつて來たゆめかへ、何だか私の手をしつかり、にぎつてね、

といへば、政子は顏を赤らむ、母は思はず涙をはらりと落し、政子の姑嫁のあひだとても、かくしつゝまず、見しまゝにかたるをきくに、いとゞふびんさのまさり、

「さうだらうよ、ほんとうにかはいさうにね、せつかくこゝへきてから、半年もだつかたゝぬのに、目出度事とはいひながら、何千里もはなれた處へ、ゆきた事だから、ほんとうに心細からう、かなしかろう……、ゆめにまでみるとはよく〳〵思へばこそ……、

とまばらなる老の齒をくひしめぬ、又も

「さぞ淋しからうと、せめてはお里へでも時々はとまるとも、すこしはわすれるであらうと思うても夕方になるとやつぱり、お母さまのおそばの方がよろしう御座ます、もし不在中に火事でも

近くにあつたり、ぢしんでもゆると、心配で御座ますと、夕がたになると、歸へつてきてくれる心根の嬉しさ、私も子供は二人も持ちながら、傍にゐる事も出來ぬのも、皆前世のむくいと、思つても、かはいそうあはお前の事、世の中の若人たちは、夫しがゐ、夫着物と、たのしみ〳〵らしてゐらしやるのも、すこしもうらやましい樣の顏もせず、

といひさしてなきふしゝが、又稍々有りてむせぶ聲もたへ〳〵に、

「朝夕母さま〳〵と、やさしくしてくれるのが、かはいそうで〳〵、自分にうんでも、なか〳〵及ばぬ事を、夫のそばには、わづか半年ゐるかゐぬに、やさしくしてくれるのが、うれしさあまつてかなしくなるよ、ほんとうに私はしあはせ者だと思つて、他の御隱居樣方の、うつくしき召物を召してゐらしても、お嫁さんのわる口ばかり、おしやつて居しやるのを見ては、少しもうらやましいとは思はないよ……、あゝ、もう二年にもあるのに、只た二人で、人はつかてゐるとは云ふ物の、さぞ淋しからう、あひたいと、思ふのも、けつして無理とはゆめ思はあひよ、どうして世中の御母さまがたは、お嫁さんのわる口を計りおつしやるだらう、私はお前かきてくれてから、こんな有がたい事はないと思ふよ、

と涙をぬぐふに、政子も先よりもらひ泣に、うれし泣しつるが、ほんに世中の人の心がわ

からぬ物よ、かくまでやさしき母上もある者
を……、
政「ほんとうに左樣で御座ますね、時にはいろ〱
の事を、おつしやるかたも御座ますがね……、
お母さまおこたつはぬるくは御座ませんか、
母「いゝえ、丁度いゝよ、お前よくきておいでよ、
風を引といけないよ、
政「はい、あつたかで御座ます、木のこが出そうで
御座ます、今にお歸になりましたら、お母さま
の御こたのおしようばんを、致しましたと申上
たら、さぞおわらひあそばすで御座ましようね、
きつとお歸になつても、おこたが戀しくなるか
もしれませんよ、おほゝゝゝゝ、
母「おほゝゝゝゝ、さうだね、もうさらいねんは

かへつてくるね、
政「左樣で御座ますね、其時分には、爲樣もおかへ
りになりませうよ、
母「さうだね、あれはどうでもよいが、信義がかへ
つてくれば、少しは御前にも、らくをさせたい
と思ふよ、さうなればどんなにうれしからうね、
かへつたら、時々には二人で、三四日たうぢに
でもいくといゝよ、其時はきつとるすをするよ
政「左樣で御座ますね、はやく御一人で御供が出來
る樣になれば、よろしう御座ますね、
と母の枕元に有る煙草ぼんとりて、きせるに
有明あんどんの火をすひつけ、母にすゝむる
に、
母「有がたうよ、さつきから目がさめていたから、

煙草をのまうと思つても、さむいから手をだすのがいやで、

と一口すひ、

「おやこの煙草ハ大變おいしいよ

政「左樣で御座ますか　今日かつてきてもらひました、

母「さうかへ、もうなくなつた時分だと思つて、たのんでおかうと思つてゐたら、もうかつておいてくれたか、私一人の時分には、たれもいはなければ、氣をつけてくれる者がないから、三日四日位は粉計りのんでゐた事も、たび〳〵有るよ、

政「左樣で御座ますか、私などハ自分がのめませんから、つひ〳〵氣のつかない事も、たひ〳〵御座ます、

と三ぷく計り、あけてはつけ〳〵してすゝむるに、母も、

母「もう澤山だよ、こんどは私もねられるだらうから、もうねるから御前もおねよ、

政「夫では御やすみあそバせ、私はひるまの御本のつゞきを、少し讀ます、さうすると、早くおねつきあそばしますよ、

とかたへの本を取るに、母も氣毒とは思へどせつかくの心根をとむるも、あながちうれしからず、

母「わかんぼうのやうに、子守歌がいるとはやつかいだね、だん〳〵年をとつて、子供にかへつたのだらうよ、

とわらいながら、いつの程にかすや〳〵とねたまひぬ、政子もあまり長く讀も、あしかりなんとて、靜かにふして、自分も枕につきぬ、されど今はなか〳〵ねむられず、今見し夢や母の言葉、まつかた、こしかたなど思ひおこして、人知れぬなみだの、枕につたふもあはれなり、

## あらひはり

笠雪子

### 第六回

お松の耳語を聞きて奥樣驚かせられ、此儘に捨て置くべきにあらずとて、殿樣にもかくと告げらるれば、殿樣も眉を顰めたまひ、斯る事起りては、此家名にも障わり。若い者とはいひながら、よしなき事をしてけり。されど一方の談話のみにては信じ難ければ、松山と花とにもよく〳〵聞き糺したる上にて、其事いよ〳〵眞實と定まらんには、其時兩人を處分すべし。恣に兎や角いふは好ましからず、穩かに取り計ふべし。

お花小田原より歸りての當坐、何か氣に喰はぬか、お松お花に左程詞をも言はず、奥

樣の御機嫌さへも以前の程はなきに、お花細き胸を痛め、自宅に居りたる日餘り多かりしよりの事か、それとも外に理由のある事かと、いろ〳〵思按しても孰がそれとわかりかぬれは、或時おさんを竊に人なき處に招きて、妾が不在中御屋敷にかはりたる事ありしかと問へば、おさんは妾が見たる處にては左樣なる事なかりしが、お松さんは相替らずと、いひさしてわたりを見廻し、聲低めて、お前さんと松山さんとの惡口、何やらおかしき事をも言はれました、お前さんも隨分御用心なさるがよし、彼人の口にかゝりては誰もたまりたものでなし。

一日殿樣御外出なされし後、お花殿樣の御衣裳を疊む折柄、奥の一間より花々と奥樣呼ばせらるゝにぞ、お花ハイと應答へて早速奥樣の御傍に行き、兩手を支へて御用はといへば。お前に聞きたい事がある。それは何でござりますか。奥樣御膝をお花に摺り寄せられ、低聲にて。お前の身の上につきてよからぬ話を聞きたれば、其事の實否を糺さんため今こゝに呼び寄す。何事ならんとお花胸轟きて、奥樣の御顏を見上ぐれば、奥樣は屹とならせられ。お前は松山とあるまじき事をなしけるとな。お花喫驚して。何と御仰りますか、誰が其樣の事を申し上げましたか。誰がいふたで

もよし、其人の名は故意と言はず、その身にさる事あらばつゝみ隠さずにいへ。この花はこの事を決して致しませぬ。他人の噂にもある程なれば、がくさずともありの儘にいふがよし。それでもこの事は夢にも存しませぬものを。決して〳〵隠しだてはいらぬ、外より明白に知れてはお前如何する氣か。かゝる事をしたものは此儘にしておくこともならず、殿様も御考あるとの事。されどお前が明白に彼様〳〵でござりました、眞實悪うござりましたといへば、妾より殿様に申しあげ様もあるゆゑ、眞實の事を聞かしてくれよ。奥様それでも〳〵。と末の言葉は涙に流れゆきけり。實はお前を永く使ひて、優しき氣質を知りたれば、かゝる事よもやあるまじと思へども、お前も最早年頃なれば、不圖して一時の出來心より其身を誤ることなしとも言はれず、況して他人の兎や角いふは、聞き捨てならず。お前の目の前あれど、標致よき上に愛嬌あれば、花に戯るゝ蝶の、人よりいろ〳〵言はるゝこともあるべし。松山も若者にて氣輕ければ、時にはお前に戯言いふこともあるべし。それを見聞して他人の口さがなく、とり〳〵の噂立つるやも計り難し。噂立つる他人はよけれども噂立てらるゝ身に取りては一大事。されバ嫁入前の女はわけて謹むべし。お前の

人柄よき故に、ゆく〳〵はよき夫を取りてやりたしと殿様にも御話し申しわけ、心當りある矢先きに、嫌な話聴き込みては、此方の心配も如何ばかりと思ふぞ、穏に取り計らふべければ、事の体を明白にいへよ、これもお前を可愛と思ふからの事と奥様のいと親切なる御言葉を聞きて、お花しみ〴〵あり難く、体を顫はせ、すゝりあげて泣くに、簪の蝶は、ぬしの心を知るや知らずや、獨り舞ふは何事ぞ。數ならぬ身を子の様に思召さるゝに引かへて、夢にも幻にも覺えなき濡衣着せて、落度を取らせんとは、よくも〳〵悪き奴の仕方と思ふ程は口に言はれず、涙に咽びて唯一言。ど………どうしても汚はしき事は致しませぬ。後はワッと泣き出したれども、齒を嚙みしめて、唯しのび音に泣くぞいとあはれなる。少時ありて奥様は、かく理をわけて尋ぬるに、なほその覺えなしとならばそれにてよし。また松山にも問ひ糺したる上にて如何様ともすべし。

お花女部屋に入りてしく〳〵と泣き居るを、おさん認めてお松にかくと告ぐれば、自家が戀しくての事なるべければ、搆はすともよしといふに、おさんはそれにても心配なれば、お花の傍に行きて如何せしやと問へば、腹が痛むとの事。それならば横





にあらるべしとて、蒲團を展べ。それには及ばぬと辭退するお花を無理に寢させて、夜具をかけてやるもしはらしや。

お花つら〳〵思ふやう、この度御屋敷に歸りてより、お松はいふに及ばず奧樣の御樣子も何やら合點せざりしか、この事ありと思召してか、この身の潔白なるゝ先程奧樣も知りたまふべし。この後又御尋問あるとも、少しも覺えなき事なれば、千遍も萬遍も其通りに申しあぐべし。松山樣は男なれバ外に仕樣もあるべく、この儘には濟さるまじ。この身ゆゑに彼人にまで心配をかくるよと思へば氣の毒。父樣母樣もわれ程この身を愛しまるれバ、この事を御聞かせ申しなバ、嘸や驚きたまふべし若し此事によりて御屋敷より御暇を賜はらば、何の面目ありて自宅に歸らるべきぞ。其の時は淵川に身を沈めて御詫び申すべし。御主人樣大事と餘念なく勤むるこの身によからぬ名を立てしは何奴か。奧樣ものたまはねば知るよしなけれど、松め、松め、憎くや彼女に相違なし。このごろ彼女が仕打は、この身に出て行けと言はぬばかりにて、おさんの目にもそれと見ゆる樣子。彼女此身に何の意恨かある。彼女が不正所行を見て奧樣に告ぐると思ふてか、そを見しかども事あら立てゝはと口噤み

しは幾度ぞ。此度の事いよ〳〵彼女の口より出たりと極まらバ食ひ殺さずにおくべきか、口惜しや〳〵。さてもこの身に好き夫取らせんと奥様仰せられしが、其人は誰なるぞ。此御屋敷に御出入りして、この身も其人を見し事あるか。見ず知らずの人なるか。遠くに居る人か。近くに在るものか。商人か。書生か。如何なる事をなす人か。かく樣々に思ひつゞくれば、何となく羞かしくまた嬉し。されどそれも此度の事にて、水の泡となるやも知れず。一寸先きは闇の夜とはよういふたもの。かへす〴〵も濡衣を着たるこの身の口惜しさを神も佛も御存じ遊ばさぬか。

# 文林

柳經年　　黑田清綱

としを經てうつはになりし古柳
かたへのみこそ春めきにけれ

山里に物しけるとき　　岩下方平

家つとにいて一枝と立ちよりし
花の梢にうくひすのなく

初春月　　永山昇

うくひすの鳴く音もいまた細殿の
をすもる月のかけそ身にしむ

松田さつ女　佐々　豊水

つるき太刀くにの光をあらはし丶
　松のこ丶ろを仰かさらめや

初春山　光岡　正彰

降りつもる雪はきえつ丶をちこちの
　やまへのとかに春ハ來にけり

女鑑を見て　江﨑　操子

うき世のちりはか丶れとも、光くもらぬひめか丶み、朝な夕なに手にとりて、おのかこ丶ろをた丶さなむ、

春　花井　蓉瀾

をちこちの山路にのこる雪さえて
　花さき匂ふ春は來にけり

## 本教道別之唱歌　藤井　行麿

此身は神のたまものトや、そのたまものをち丶は丶が、むつきの上から養育し、生長までの心勞は、容易ならざる御恩なり、それをおもはぬその人ハ、鳥けだものにもおとるべし、父母のおかげで身ハできた、父母がなくては身は出來ぬ、身があればこそうまいもの、くひ飲もしておもしろい、芝居見物めづらしい、はなしをもきゝゆきたいと、おもふ所々へも行わるき、發明利巧な口もきけ、か丶る自由のその基は、父母の御蔭ぞ其父母に、苦勞をかけず衞生し、うそいつはりをいはずして、こ丶ろ正しく身を持て、君臣上下の別をしり、先本國の道に入、漢書洋書は末學に、智識をひらくものとして、泥まぬやうにまなぶべし、かくて學

事の勉強に、なまけごころは禁物ぞ、成長したるその上は、國の殖産盛大に、農商工の三業を、ひろく世界に起すべし、海外諸邦の通船に、宏益はかるは國の爲、その身のためともなりぬべし、これわが國の本教に、修理固成ちふ人の道、

○父母のそのうへまた一つ、高く貴き君ありて、萬民衆庶を恵ませず、人生活の根本に、神の播せる萬物の、その種おほき其中に、取わけ稻のめでたきは、太初にふかきいはれあり、かくて御代〴〵統御ます、君の御恩を報ずるは、まづ徴兵の役務あり、外寇防禦のその爲に、死ぬる忠義は末代に、美名をのこす身のほまれ、天沼矛も八千ほこも、生太刀弓も御創業、開拓平治の神寶、武威こそ國のかためなれ、兵よわければ海外にあなどり受るのみならず、交際貿易だん〳〵に、國の損失害おはし、中興神武の統御より二千五百有余年、沿革氣運の時きたり、武家の壓制あらたまり、寛大古復の王政に、海外交通ひらけきて、洋學さかんに行はれ新奇になづむ人おほく、萬國公法同一と、變改せれど皇國は、君權おもき國なれば、獨別一派の憲を立、民權主義の風俗は、國の定規にならぬぞよ、若年壯士の洋癖者、わが本教に立もどり、天神地祇の勅詔を、ゆくすゑ長く護るべし、(未完)

## 歌の説

林甕臣

うたといふ詞は、「慨み言ひ」といふことのつゞまりて、うつりはぶかれる語あるべし。そは、かの二柱の神の「あなにやしゑ」日本武のみことの、

「おづまはや」のごとき喜怒哀樂の情、せちにせまり、うつたふる聲やがて歌なればなり、されば、歌は、歎きの聲なり　呻ぶ聲なり、　泣く聲なり哭嚥ぐ聲なり。　思ひ胸にあまりて、出づる聲なり　心、ものにうごきて、はなつ聲なり。　ゆゑに歌は、おのづからなる良し　もとめざるよし。天工に出でたるよし　人工を離れたるよし。さるを、詞あやなし一ふしあるをのみ、歌と思ひ、然らざるは、「歌にあらず。　をさなし」とすつる人あめり。　さる人は、歌よめれど、歌は、知らざるなり。　ものは、言へれど、物は知らざるなり。　貫之あそみも、花になく鶯水に、すむ蛙の聲をきけば」とは、言はれにき。　卓見と謂ふべし。　こを「わらは」とて、もどかん人は、もどけ。わらはん人は、わらへ。

## 今古塚に物せしときの記

藤田　維正

今古塚は、加賀國石川郡北篠塚村にあり、ひとはその跡をとぶらはむとて、犀川の橋を西へわたり、流にしたがひてくだる、三十町ばかりにして、玉鉾村にいたり、野間神社にまうづ、こは式内神社にして、豐宇賀能賣命をまつる、村の東南にありて、ふるき杉しみたてるか中に、茅ふきの御社あり、いと神さびて、おのづからたふとし、それより西の村はづれにみさら佛といふあり、むかし用水の中より堀あげたりしよしいひつたふ、みさらは、水曝なるよし、さもあるべし、一説に

國分寺の跡といふはうたがはし、ゆくこと半里ばかりにして、北條塚村にいたる、今古は、大神高名の妻なり、三代實錄に、仁和元年十二月二十九日己卯、節婦加賀國加賀郡(今河北郡)、大野鄕(今石川郡ニ屬ス)、人道今古、授位二階、免戶内立租、表其門閭、以旌貞節也、今古生十三、適故前加賀權掾太神高名、經二十餘年、高名身死、今古廬于墳側、歷年不去、哭泣之聲日夜不斷、今古母、箭集淸河子、年二十一、始適於人、其夫死後、不更再醮、全一節、齡七十六終於室内、母子繼蹤、貞潔无虧焉、とあり、其塚は村の東南にあり、高さ四間、周圍四十餘間、塚上に松の樹立てり、下に穴三つ四つありて、狐のすみかとなれり、近頃さかしらびと、それにつけて、くさ〴〵のおやしきことをいひふらして、おろかなるものをわざむくよし、あはれ今古が靈、いかばかりかくやしからむと、胸もつぶるゝばかりになむ、おほよそくだち行世のならひとして、何ごともかくおやしきかたぞいひはやされて、まめ〴〵しき古との、やうやうに消行てぞ、いとくちをしきわざにはありけれ、こはわが加賀の國にては、もともたふとぶべきふるごとにて、しかも國史にも載られたる美事にしあれば、心あらんものは、いかにもして其跡をとひ、婦女子たらむものゝかゞみとも、あふぐべきに、かく狐のすみかとなりて、しる人のまれなるは、かへす〴〵もいきどほろしくこそ、

たをやめはいまふる塚のあとゝひて、
おやしき道にふみなまよひそ、

# 比賣嶋日記　いきのわかれ

一名　夢かぞへ　故　野村東望子

おは御國、あやふげにまし〱けるを、うれへかなしびまつりて、いのちを先だて、おやはらから、つま子などもはふらかし、たゞ　御代のみたてにもと、よにさまよひありくも、少なからずなんありけるを、さるものは、中〱におぢきなきうきめに、あへるけしきになりにたるに、はやくより、よをそむけがほに、かた山かげに、かくろひすめる人なむありける、いつしかひとしりけん、よをかなしぶとぢ、とひあれて、うき事はるけ處にやしたりけん、その頃、いよゝおそろしげなるみよとうつりゆくに、かの山へわかきころより、あまみつ御神をのみ、たうとみまつりて、まうでなれたるが、六月はつかあまりのよのゆめに、さかり過たる梅のはな、こだちのかげに匂ひのこれるを、ひと枝おりつるに、みな散うせて、むなしき枝のみもたりと見て、ゆめはさめたりけり、いみじういぶかしみて、いでや、まうでまつらんあどおもふほど、かのこゝろざしふかき、ますらをどもと、もろともに、いたきつみをかぞふるべきよしありげに、司のもとより、あるじなどよびいづるとて、ことく〱しかりける時、よめりしとか、

浮雲のかゝるもよしやもののふの
　やまと心のかずにいりなは

まけじだましひやいたかりけん、このうたをはぜ

めにて、よめるうたどもかいためれば、めでたげなる事なし、まさしかりつるゆめより、かいそめたればにや、ゆめかぞへてふ文の名も、あふせけんかし、

ひと間におしこめられて、しんるゐどもが、よりきまもれば、いみじうあつけきに、庭にだに得いでずて、軒ばにはへるあさがほのみ、ながめくらして、

物ふかくいまはおもはし朝かほも
　あさき色こそめでたかりけれ

となれるかたにも、いといたう、いまいましきこといできて、かた〳〵しはたれがはなるに、あつけきゆふせみの、しきる聲もいぶせくて、

ものおもふ宿とやこゝの中垣に
　いふせさそふるゆふ蟬のこゑ

雨すこしふりくれば、まもれる人々も、あつさにたへかねたれば、うれしといふに、とくはれゆきて、得たへがたくあつし、

ふれりしと思ひし雨いはれ行て
　やくはかりてる夕つく日かな

つごもりがたに、秋もたち來て、つく〳〵しとなきそむる、せみのこゑのすゞしさも、なか〳〵なるこゝちのみせられて、

世を思ふこゝろつくしもかひなしと
　かへす〳〵もあきの蟬のね

あるあしたに、

しほれつる昨日わすれて朝かほの
　咲あらたむる花のやすけさ

いつしか文月三日にさへなれるを、さりあへぬあつさ、木だちの露もおきあへず、いみじうしほれたるに、まもりの人こゝろえて、みづから庭におりたちつゝ、水をぞそゝぎたれば、

君がいと深き心のうち水に
うきみのなこしてよひとぞ思ふ

三日月のいるかたにだに、のぞきがてなるも、うたておぼえて

初秋のまつ見へそむる三日月の
影をへだつる夜はのうき雲

まどにはひかゝりたる、あさがほのたね、なれるをとりなどしつゝ、

朝かほの花より先とおもふみの
こむとしさかんたねをとりつゝ

くもりがちに、あつけさも過しがたげに、たれもいふめり、

ひとたびは野分の風のはらはすは
清くはならし秋のおほそら

# 雜報

## ○在家思想 （第九號の續）

以上述ベタル所ノ境遇ニ付キ、猶在學中ノ境遇ニ就キ、一歩ヲ進メテ之ヲ論ゼントス、蓋此境遇ニ於テ、十分ニ此思想ヲ養成セバ、將來即第

二ノ境遇ニ於テハ、故サラニ其心得方ヲ講究スルノ必要ヲ見ザルニ至ランモ知ルベカラズ、

余ハ此校ニ至リ門ヲ入ルトキ、外國ノ學校ニ來レルガ如ク、次デ内ニ入ル、猶外國ノ學校ニ女生徒ノ出入スルヲ見ルガ如キノ感覺ヲ生ズ、余ヲシテカヽル感ヲ起サシムルハ、果シテ何故ソ、未タ校務ニ從事スルノ日淺ウシテ、萬事新奇ヲ感ズルニ依ルカト思ヘ𪜈、虛心平氣ヲ以テ、之ヲ熟考スレバ、則知ル、校舍ノ搆造生徒生活ノ有樣ガ、社會一般ノ有樣ト異ナルニ起因スルモノナルヿヲ、蓋シ當校ノ如ク宏大ナルハ、普通ノ家ニハ勿論、普通ノ學校ト雖モ多ク見ザル所ナリ、固リ當校ノ普通ノモノト異ナルハ、即チ其完備ナル所以ニシテ、本校ノ爲ニ最モ喜ブベキ所ノモノナリト雖モ、社會一般ノ有樣ハ、決シテ之ト一樣ニナラザルナリ、東京ヲ除キ各地方ニ就キテ觀察セバ、カヽル宏大ナル學校、果シテ幾何カアル、又カク完備セル學校ニ入リ修業セルモノ、果シテ幾人カアル、修學生ノ如キハ、假令ヒ將來ニ其數ヲ增加スベシトスルモ、之ヲ吾國人口ノ總計ニ比較セハ、猶僅々タルニ過ギザルベシ、又本校寄宿舍ノ一小部分ニ付キテ見ルモ、割烹場、入浴場洗濯場等一モ完備ナラザルハナシ、(固リ華美ナラザレ𪜈)現時ノ社會ニ於テ、カク完備セル一家果シテ幾何カアル、又最モ質素ト稱スベキ女子ノ衣服食物モ之ヲ比較的ニ論ズルトキハ、又大ニ他ニ勝レリト曰ハザルヲ得ズ、何トナレバ、彼ノ邊鄙ノ地方ニ生活スル農夫ノ如キ、其食スル所多クハ

麥飯薄粥ノ類ニシテ、生徒諸子ノ食物ノ比ニアラザルナリ、衣服ト雖𪜈亦然リ之レ固リ極端ノ比較ナリト雖𪜈、然レ𪜈諸子此校ニ在ル間ノ生活ハ、社會一般ノ有様トハ、懸隔セルヿヲ記臆セザルベカラズ、勿論學校トシテ諸事ノ完備ナルハ望ム所ナリト雖𪜈、若シ校舍生活ノ有様、社會一般ニ立勝レリト假定セバ、此校ニ在ルモノハ自然習慣トナリ、終ニハ習ヒ性トナルモ圖ルベカラズ、而シテ突然出デ、社會ニ立チ、一家ヲ處理スルニ至リテハ、(假令ヒ父母ノ家ニテモ又夫ノ家ニテモ)大ニ學校生活ノ有様ト異ナルヲ以テ、所謂君子無入而不自得焉ト云フヤウナル人物ニ非ザル限リハ、大ニ不足ヲ感ズルハ、勢ノ免ルベカラザル所ナリ、一例ヲ以テセバ、學校ニ在リテハ、校內ニ完全ナル風呂場アリシモ、世間ニ於テハ、一家ノ內ニ之ヲ設クルモノ殆ト稀ナリ、此一事ニシテ、猶此ノ如シ、其他ハ推シテ知ルヘシ、若シ之ガ不自由ヲ避ケント欲スレハ、則許多ノ費用ヲ要セザルヲ得ス、若シ許多ノ費用ヲ惜マスシテ、己レノ不自由ヲ避ケント欲セハ、之カ爲メ經濟ノ道ヲ失シ、遂ニ一家ヲ維持スル能ハザルニ至ルヘシ、在家家想ノ勉メテ養成セサルヘカラサルノ必要タルヿ知ルヘキナリ、サレハ夙ニ此校ニ於テモ、茲ニ見ル所アリ、暑中休暇ニハ生徒ヲシテナルヘク歸省セシメ、以テ在家思想ヲ養成スルノ一助トセリ、然リト雖𪜈、万事ノ注意皆之ニ比準セリト曰フヘカラス、故ニ今女子生活ノ有様ヲシテ、成ルヘク社會一般ノ風ニ接近セシメント欲スト雖𪜈、之

ヲ決行センニハ急激ノ變動ヲ起サヽルヿヲ得ス、啻ニ急激ノ變動ヲ起スノ不可ナルノミナラス、學校ハ多人數ヲ待ツモノナレハ、經濟ノ爲ニモ、衛生ノ爲ニモ、計茲ニ出テサルヲ得ス、サラハ、之ヲ如何セン、唯諸子ユシテ深ク此ニ思慮スルアランヿヲ切望スルノミ　即今諸子ノ衣食住ヲシテ、盡ク社會ノ風ト一致セシメント欲スルモ、所謂空言ノ類ニシテ、到底行フヘキノ道ナキカ如シ、故ニ唯此思想ヲ失フヿナカランヲ反覆切望スルニ止ルノミ、諸子熟慮セヨ、今ニシテ若シ此思想ヲ十分ニ養成セハ、在校ノ人ニ在テハ卒業ノ後、卒業ノ人ニ在テハ出校ノ後、各々其ノ家ヲ治ムルニ當リテ、亦タ大ニ裨益スル所アルヘキヲ信スルナリ、

●皇后宮華族女學校へ行啓あらせらる　皇后陛下は本月十五日午前十時、華族女學校に行啓あらせられ御休憩の後、高等官の人々に拜謁仰せ付けられ、やがて、各教場に臨ませられ、授業の摸様など御覽せさせ給ひ、更に講堂におきて、唱歌、箏洋琴等を聞召され坐りて、校長以下職員一同に織物を、生徒に扇子幷にみくるまのあとゝいふ書物を賜ひ午後三時三十分、還御あらせられたり。又この日生徒の和歌文章等を御覽に供へしに、持へらせ給ひしと承りぬ。

●世は様々の者にも有るかな　或る宗教家は曰はく、「女子の徳は聖書を手にして、十字架の下に立つに在り」と、或る文學者は曰はく、「女子の藝は、身を筆硯の間に措きて小說文を物にする在

り」と。或る哲學者は、「其の道義、男女同權を行ふに在り」と爲し、或る政事家は、「その技倆、政談演說を爲すに在り」といふ。武人は、擊劍柔術を以て其の力を養はんと欲し、粹士は黛綠紅粉を以て其の美を添へんと思ふ、而して此等の者は、皆其己が望む所のものを以て女子の本領となし、苟も之を欠ぐ時は、女子の資格を失ふとさへ思ふめり。あはれ、世は樣々の者にもあるかな。さても世の孃等よ。特に女鑑愛讀の孃等よ。孃等は必しも認め給ひつらむ。吾人が信じて女子の本領と爲す所のものは、全く此等の外に在るを。

●男女七歲にして、席を同しくせずとは、古人の誡なれども、男女交際の今の世には用ゐられずと思へるは、大なる誤なり、遠くて近きは男女の中とも、諺に云へる如く、猥がはしき行は、多くは是より導かるゝ者なり。如何に交際とはいへ、少年、少女の席を同じくして、幾許の益かあらむ。唯、得る所は愛情の外に過ぎざるべし。さればこそ、古人はかゝる敎をもたてたるなれ。一家の父となり、母となりたらむ人の互に交際して、智識を交換することは古も、今も變ることなかるべし。古人如何でか是を誡めむ。唯、少年、少女の間は、血氣內に餘りて、心外に動き易く、身を過てること多し。されば、是を敎育して、其の身を全からしめむとての誡に過ぎざるなり。今の世の人はかゝる意をもさとらず。あながちに思ひ捨てゝ、陳腐の言となす。醜聞の多き宜ならずや。身に敎育を受けつゝある孃等よ。朝夕に此の誡を服膺して

怠らざらむには、躬行いとゞをさまりぬべし。

●又　毀譽褒貶の因りて起る所も、亦躬行にあり。學問の多少、才藝の優劣にはよらざるなり。一筋に學問に心をよする時は、動もすれば、躬行おろそかになり行きて、あらぬそしりを招く事あるべし。要するに、學問は躬行の助なることを忘るべからず。

●花のたより　梅は早盛りを過ぎぬ。櫻はいかにあらん。人傳にきけば、日向き善きあたりの彼岸とか名づくる木々は、蕾の、やゝふくだみて、色づき渡れるも有りとか。かくては、今より十日二十日の程をもまたで、咲きも初めつべく、盛りにもなりゆかまし。さても、その咲き出でたらん折には、何事をうち置きても、孃等は、必觀にゆき給ふべし。吾人は信ず。孃等が、嘗て梅の花見給ひし折には、父母に伴はれ行きて、其の花の比類なき節操を愛で給ひけんを、さては又、ふたたび催さるべき櫻狩も、前の樣にならひて、一人して行き給はぬは言ふも更なり、いたづらに、其の色香をのみめでずして、世界に二つなき花の心を得たまふべきを。花の心とはいかに。古の博士歌あり。孃等の、朝な夕なの口ずさみにも上りつらむ、「敷島の、大和心を、人問はゞ、朝日に香ふ、山ざくら花。」あはれ、この大和心は、男子のみ、獨有つべきものにはあらずなん。

●そゞろありきの記　木村美津子の君のかゝげてし小篠の雪より北山の若紫の色ぞゆかしきと詠まれたるは、當時活潑とやらいふことの流行し

て、武藏野の優にやさしき若草も、こちたき舶來の色にかはりなんかと、おやぶまるゝ折からとてことにゆかしき御心かなと思はる。さりとて、香爐峯の雪又なづかしからずやは。枕にこそはし侍らめとて、書き散らしたるが中に、

物うらやみし、身の上なげき、人のうへいひ、露ばかりのこともゆかしがり、聞かまほしがりて、いひしらぬをば怨じそしり、又わづかに聞きたることをば、我もとより知りたることのやうに他人にもかたり、しらべいふもいとにくし。物がたりおどするに、さし出でゝ、我ひとりさいまくるもの。すべてさし出は、わらはも、おとなもいとにくし。むかし物がたりなどするに、我知りたりけるは、ふと出でゝいひくだしなどする、いとにくし。

などいふ見えたり。當時の女達を誡めけるにかと驚かれてよ。このごろのそゞろありきには、にかくしきことのみ多かり。二月の末のことなりき。九段の御社のうしろに物去たるに、我より先に三人の女達あり。かはは飽くまで白く、あてに、香爐峯の雪も、比べてはいろ黒みぬべく、その容姿の清く、すぐれたるは、若紫のいろも失せつべし。卷煙草も燻べず。酒の名殘も、頬には見へず。あはれこれや、天女の下界の女學校に通はせらるゝにやあらんと見とれしも、しばしの間にて、二言三言うち語らふを聞けば、さても下界の女達ありけり。中にて、最も年長けたりと見ゆる女、去年卒業せし君子さんは、法學士の何某に嫁ぎしと。

はみじき幸福ものよ。妾などは百年の中、夫とたのむべき人なかるべし。ふなうたて、男ならましかば。さすがに年弱くて人に嫁くことは、良からぬと、ミッス、イナッセントに聞けり。卒業のみしたりとて、學問上達せりとにもあらねば。うらやましきことにもあらじ。かゝることは兎まれ。龍子さんは、惡くらしき人よ。昨日先生が清少納言は世評の多き女なるが、とばかりうちほのめかし後は忘れたりとて、數度問ひたりしかど、聞かせざりき。おのれ一人覺ゑをらんとなるべし。いとにくらしきひとよといひければ、二年ばかりも年弱く見ゆるが、清少納言はおてんばなりとの事か。彼のことはと、こともやすげにいふを押へて、年弱き女と同じ頃ならん。廿年ばかりと見ゆるが、清少納言のおてんばなることは、古の人の既にいひしことよ。先生のことあたらしげにの給ひしこそ、をかしけれど、こともなげに笑ふいとにくらし。少納言は、かゝるおてんばにはあらぬものを。少納言は、かゝるおてんばをば、誡めしものを。かはの白きも、容姿のあてなるも、今は一向いとはしく、三番丁の粉挽く媼よりは遙に見劣りせらる。あはれたのもしからぬ女達よ。

●至孝腕を刺す　子として親に孝を致し、臣として君に忠を竭さんは、子たらんもの、臣たらんもの、うづなく爲すべきわざにしあれば、ことさらに、あやしむべきにはあらぬを、世にさる者あれば、皆人何に云ひもてゆき、はめたゝへぬる世と、なりしぞいともうたてき、かくくたちゆく世

に、いと感ずべきは、府下麹町區紀尾井町なる植木屋豊嶋なにがしの、娘米になんありける、米が父は、ことし睦月半ばかり、かりそめのやうにて、打臥しけるが、遂に腦病と變じ、かにかくとつくろひぬれど、はかぐ〳〵しき驗も見えず、よわたるたづきの、庭の手入すら、なしがてなれば、梅のずわゑは、朝夕の烟と共に立ちかね、福壽草は、名のみのこりて、なりはひと共にしぼみがちなり、米はいとおもやつれつゝ、いかで父のいたづき、癒しまゐらせんと、わづか十六歳の少女の身ながら、神佛に祈願をこめ、夜毎〳〵跣足まゐりしてけりさるに或る夜のゆめに、父の病きには、丑年女性の生血がよしと告げられたるやうに覺えぬ、米はいとゞよろこびに堪へず、さて思ふやう、我が身丑の年なるこそ、こよなう幸ひなれ、父の爲めには、命も何か惜しかるべき、さるを一もりの生血をや、いでやとく〳〵すゝめまゐらせんと、ひそかに左の腕を二ところまで、突き破り一もりの生血をしぼりとり、いとねもごろに、父にすゝめしといふ、米のしわざ、いさゝか過ぎたるにたれども其孝志の厚くしてかつ深きは、めでゝも〳〵なほあまりあるにあらずや、やよ世の孃等、このこゝろざしあるや、いかに、

# 教の庭

三月二十日兼題　春旅

春の日は花よりはなにあくかれて　師岡須賀子
旅よりたひに行くこゝろかな

大木曾や小木曾の旅もすみれつみ　佐々有隣子
つはなぬきつゝ行くはたのしも

櫻さくかけおもしろみあくかれて　稲田君子
花にやとかるはるのたひ人

わか宿をかすみと共にたち出てゝ　松田靜枝
こゑゆくこまのあし柄の山

すみれさき淺ち萠ぬる春日野を　西川とく子
わけ行くけふは旅としもなし

前回に寄贈の歌文を天地人にえりわけんと約し置き侍りしがこたびあつまりたる歌文の數いと少なくてえり出でんすべも侍らず愛讀の娘等よ以來つとめて詠みいで給へ友人をもすゝめ給へ

三月廿日兼題

○人の子うみたるを祝ふ文　佐々有鄰子

さき草のみつはよつはに殿づくり家の風をも起すべく海ゆかば水づくかばね山ゆかば草むすかばね天皇の御たてとなり敷島の日本魂さとりかしこき人となり天の下のとは大きなるにも小さきにも思兼おもひはかり山田のそほどのことくさとりかしこきよき人の龜の鑑ともなるべきは是のうぶやに初こゑ高くあけたる松のみどり子にこそあるべけれ

あなめてた
前々の兼題の歌文期日におくれて送りたまへる
をかいすてんも心なければひろひあつめて左に
載せつ

二月廿日　兼題　紫式部

あけさりし槇の板戸に奥ふかき　師岡須賀子
心かまへのほとそ知らるゝ

咲梅の花ははかなくちりぬれと　福木いね子
香細しき名は千代もくちせぬ

三月五日　兼題　行路柳

青柳のかけふむはかりなりしより　師岡須賀子
行きかふ人もいそかさりけり

二月五日　兼題

袈裟御前の傳をよむ　師岡須賀子

春雨いとしめやかなるよひのほと、いとさう〳〵しさに、傍の書ともの中に目にとまれるは、渡邊の渡か妻袈裟の傳かける物なりけり、母のことはにも背かし、夫の身にも禍あらせしとて、その身をすてし操のほと、くりかへし見もてゆくに、おそろしくむねをとり、悲しく身もふるはれて、その折の心の内、いかにありけむとおしはかるも、とゝめあへぬは涙なりけり、實に此の女をこそ孝貞全き婦人とはいふへけれ、さはいへ今よりは七百年の昔の婦人なり、世の亂れうちつゝきて學のわさも未た洽ねからぬ時代の婦人なり、その時代にたにかゝる孝貞全き婦人はありけり、さてはこの明けく治まれる大御代には、その袈裟に立ちまさりて孝貞の行を修むる婦人の多からん、と思ひ

つゝ窓うちあふけは、かきくもりふりぬる雨はいつしかはれて、月の露に匂へるに、その人のまゆすみおもかけ思ひいてられてなむ、

文部大臣大木伯爵題辭
樞密顧問官東久世伯爵題辭
樞密顧問官佐野子爵題辭
栗田寛先生著
陸軍教授內藤耻叟先生跋

# 勅語述義

## ○注意

本書ハ國光女鑑購讀者及軍人公私立學校教員學生等ノ肩書ヲ以テ御注文ノ諸氏ヘハ定價二割引ニテ販賣ス

勅語本文金摺極メテ美本○壹冊代價拾五錢○既刊

此書は、本邦歷史家の泰斗として、大日本史遺稿編纂者として、その名聲赫々たる、水戸の栗田翁か、一々本朝歷代の事實に據り、詳細なる解說を付せられたるものなれは、引證正確、理義明晰、一讀して、聖旨の在所を氷釋し、臣民の本分を辨知するを得るの良書なり嘗て之を國光に連載して大に四方の高評を博したりき、今般更に栗田翁の校閱を受け之を輯めて一卷となし、以て、閱讀に便にし、益々此の書の普及を計らんとす、全國大中小の學校、其他、教育に熱心なる諸彥、苟も志、皇室と國家とに存するの人々は、一本を坐右に置きて、熟讀翫味せらるべし、

明治廿五年二月

東京麴町區平川町五丁目十六番地

國光社

# ○女生徒募集

學年終結に付き舊來の學科の外左の三科を新設し新舊學科各級へ入學を許す志望者は本月中に申込むへし郵券二錢を送らバ規則書を送るべし

**簿記科** 簿記は一家の會計整理上必要にして女性に適當なる業なるを以て此科を設く、

**手藝科** 結紐組紐裁縫編物刺繡挿花等實用飾用にして女性に適したる工藝を授く

**普通科** 修身、讀書、文章、習字、算術、裁縫、料理等女子の普通に心得べき學藝を充分に授く

神田三崎町二丁目十二番地

私立 **成立學舍女子部**

三月

詩歌兼題

歌題　用紙適宜

對花陳志

春夜懷往事

詩題　用紙適宜

追悼故金刀比羅宮々司水難救濟會會長琴陵君

右者四月五日故從五位琴陵宥常大人五十日祭執行ニ付詩歌ヲ手向其神靈ヲ慰度候間仰希ハ江湖ノ大人等本月中ニ高吟ヲ御寄贈被下度御依頼候也

追テ玉詠ヲ集輯シ一小冊トシ呈上候條御爵位住所御姓名ハ詳ニ御登載有ラム事ヲ請フ

明治廿五年三月

讃岐國那珂郡琴平山

玉詠居所　崇敬講社本部

東京神田區和泉町

仝　金刀比羅宮出張所

# 國光第三巻第十號

（定價一冊十三錢 全國無遞送料）

## 目録

# 女鑑第十號目次



(遞信省認可)

## 社告

〇代價は通貨又は郵便爲替小爲替銀行爲替及通運にて本社へ御直送之事〇郵便爲替は東京麹町郵便局へ御振込可被下事〇郵便券を以て代金に換用せらるゝ時は一割増の事〇別に領收書差出さず全員領收の上は直に女鑑を發送すべし若し強て領收證を要せらるゝ方ハ別に證書郵送料御送附の事〇未税の來書ハ一切受取不申候事

## 女鑑

毎月二回五日廿日發行

定價壹冊金十錢
三ヶ月前金五十五錢
半ヶ年前金壹圓
全國無遞送料
廣告料　五號文字廿三字詰
一行十錢


明治廿五年三月十二日遞信省認可
明治廿五年三月十九日印刷
同　年同月二十日出版

東京麹町區平川町五丁目十六番地
發行兼編輯人　西澤之助
同　印刷人　長屋基彦
同　發行所　國光社

(東京國光社印刷部印行)